



# 環衛 かごしま

発行・編集

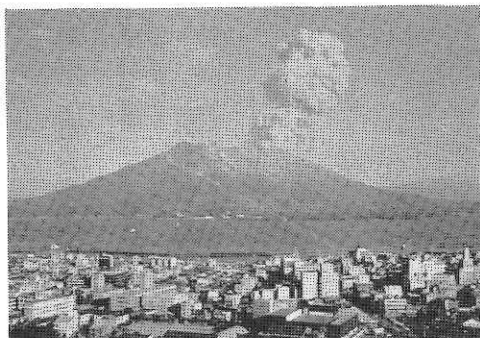
(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15

☎0992-22-8332

## 理事長就任のごあいさつ

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 内野 栄 蔵



このたび井  
伊前理事長の  
死去に伴ない、  
凶らずも理事  
長の重責を担  
うことになり、心のひきしまる  
思いがいたします。

皆様のご期待に添うべく鋭意  
努力いたし、その重責を果して  
参ります。ご承知のとおり環境  
衛生関係の営業をとりまく情況  
は大変きびしいもとにあります。また、消費者及び利用  
者の面からの需要は時代の要請と相まって、その内容等

も多様化かつ複雑化して来ております。私達も新しい時  
代に対応すべく、お互いの情報収集はもとより、研さん  
を重ね創意工夫して斯界の繁栄・隆昌を図って行かねば  
なりません。いづれにしても、私達の営業は、特に消費  
者・利用者と深いかゝわりがあります。これからもこれ  
らに応えて行くためにも、私達は会員お互の連携と力を  
合せて業界の発展に努力して参りたいと思っております。  
理事長就任に当り、斯界発展のため改めて微力ではあ  
りますが、誠心誠意努力をいたして参ります。皆様方の  
深いご理解・ご協力を賜わり、前任者同様ご指導のほど  
よろしくお願い申し上げます。

## ごあいさつ

鹿児島県保健環境部  
部長 有川 勲



環境衛生関係営業皆様方には、ます  
ます御健勝のこととお喜び申し上げます。  
環境業界におかれましては、公衆衛  
生の確保はもとより、多様化する消費  
者ニーズの変化に対応できる経営基盤の確立、近代化、

太陽の国 南国鹿児島へどうぞ

合理化をより一層進めることが必要と思われます。  
 このようなときに創刊されます「環衛かごしま」の果  
 す役割に期待いたしますとともに、業界のますますの御  
 発展と御繁栄を祈念いたしまして挨拶いたします。

## 創刊のおよろこび

国民金融公庫鹿児島支店  
 支店長 日小田 宏



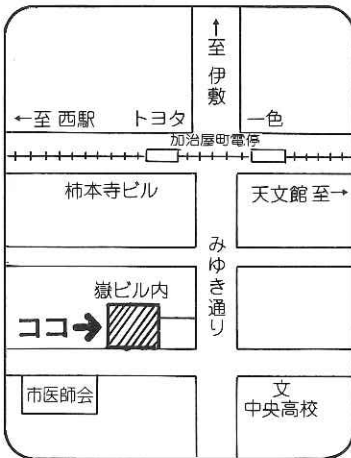
衛生施設の改善向上、経営の健全化  
 が最も求められているこの時期に、鹿  
 児島県環境衛生営業指導センターによ  
 り「環衛かごしま」が創刊されますこ  
 とを心からお慶び申し上げます。

生活環境の高度化により、顧客ニーズの多様化が一段  
 と進む中で経営の柱として情報の占める比重が益々増大  
 しており、この充実は急務でありましょう。

日常生活と密接な関連をもつ皆様方が、組織の力を結  
 集され創意と工夫により業界ともども地域社会発展に大  
 きく寄与されますことを願いたします。

「環衛かごしま」の益々の充実発展を心から祈念いた  
 しまして、創刊のお祝いいたします。

### 《位置図》



所在地	鹿児島市加治屋町 2-15
電話番号	0992-22-8332

### 《役員紹介》

役職名	氏名	経歴
理事長	内野 栄蔵	県公衆浴場環境組合理事長
副理事長	谷川 栄一	県社交業 //
	岩崎 国治	県理容 //
理事	井手口 益実	県クリーニング //
	岩元 静夫	県食肉 //
	沖洲 賢一	県すし商 //(代)
	富田 勇勢	県旅館 //
	米沢 弘幸	県喫茶業 //
	西元 常秀	県料飲業 //
	岩切 恒夫	県美容 //(代)
監事	田中 秀文	県公衆浴場専務理事
	岩重 光	県料飲業副理事長
事業活動調整員	石田 繁	経営コンサルタント
経営指導員	吉満 正義	指導センター
	牧 泰	//
	池田 一矢	//
補助員	玉利 恵子	//

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センターの御紹介

# もっと指導センターの活用を

環境衛生関係営業は人口五十人に一件の割で存在すると云われ、これ程消費者に密着している営業はありません。従って色々な問題やトラブルが起っています。そのような問題解決のお手伝いをするのが指導センターなのです。皆様方のご相談をお待ちしています。



## 「相談室の御利用を」

指導センター内に相談室が設置されていて今迄も色々相談がありました。これからもしどしご利用下さい。

### (1) 相談室の場所

鹿児島市加治屋町二一十五  
嶽ビル一階指導センター内  
電話〇九九一―二二一八三三二

### (2) 相談内容

- (1) 営業者の衛生関係について
- (2) 営業上の融資、金融、税務  
労務、経営等について
- (3) 消費者の苦情処理について
- (4) 大企業進出に伴う調整事業

### (3) 相談方法

面接・電話・文書等

### (4) 相談時間

平日 午前九時～午後五時  
土曜日 午前中

# 事業計画

昭和六十一年度の指導センターの事業計画は理事会で左記のとおり決定しました。

- (1) 環境衛生の経営の健全化に関する指導事業
- (2) 環境衛生営業相談室事業
- (3) 環境公庫融資推薦事業
- (4) 標準営業約款登録事業
- (5) 関係団体実務担当者研修指導事業
- (6) 移動経営融資相談事業
- (7) 環境衛生同業組合役員研修事業
- (8) 環境衛生功労者知事表彰推薦事業
- (9) 環境衛生の健全化に関する関係当局への建議要望
- (10) 環境衛生特別事業
- ① 県内風俗関係営業調査
- ② 振興計画についての相談
- ③ 標準営業約款事業
- ④ 大企業進出に伴う相談事業
- (11) 保健所との連携強化
- (12) 広報紙「環衛かごしま」発行业

「人の親切はいつ迄も忘れられないものである」



・現在認定されている業種(61.2末現在)

業種	認定年月日	目標年度
クリーニング	昭.57. 4. 1	63年度に(改正)
理容	58. 12. 20	63年度
美容	58. 12. 20	63年度
旅館	59. 8. 28	64年度
すし	57. 7. 29	63年度に(改正)
めん類	59. 8. 23	64年度
食肉	60. 12. 26	65年度

・鹿児島県における振興計画認定状況(61.2末)

業種	認定年月日
クリーニング	昭・60. 3. 20
理容	昭・60. 1. 7
すし商	昭・61. 3. 27

・振興計画認定組合員に与えられる特権

- (1) 貸出し限度額に1,500万円上積みされる。
- (2) 貸出し金利が低い。(特定施設)
- (3) 新しく運転資金を借りられる。(61.10.1より)

厚生大臣は業種を指定して、営業の振興に必要な指針をつくります。指定された業種は、各県毎に組合の振興計画をつくり、知事を経由して厚生大臣の許可を得ることになります。

「振興指針と振興計画」とは



「S」マークの制度を御存じですか？

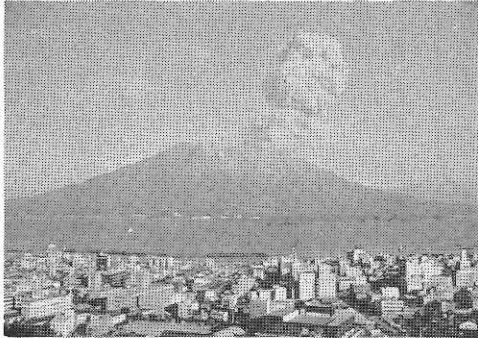
Sマーク(衛生・安全・標準の英語の頭文字)を表示した「理容」「美容」「クリーニング」業は、鹿児島県環境衛生営業指導センターに登録されている安全で信用できるお店です。

これ等の業者は、厚生大臣が認可した処理基準や施設の管理基準等を確実に守り、安心して利用できる施設です。



”消費者の皆さん  
Sマークのある  
店を利用  
しましょう”





環境衛生関係  
営業の皆様方  
は、日頃から環

鹿児島県保健環境部

生活衛生課長

有満秀夫

境衛生行政に対し深い御理解と御協力を頂いていることにつきまして厚くお礼申し上げます。

皆様方の営業は私達の日常生活に密着しており、本県経済への影響は勿論、公衆衛生の維持向上に大きく寄与しておられるところであります。

このところ皆様方の業界をとりまく経営環境は、消費の伸び悩みやニーズの多様化、大手資本の進出等厳しい状況にあります。このような時にこそ、鹿児島県環境衛生営業指導センターを中心に相互に団結され、(時代の変化に対応する)経営の近代化・合理化を更に推進されることが必要と思われま

す。本県の行財政事情も非常に厳しい状況ではありますが、今後とも(環



環衛  
かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生

営業指導センター

鹿児島市加治屋町

2-15

☎0992-22-8332

ごあいさつ

環境衛生関係営業の(衛生水準のより一層の向上と業界の経営安定・振興のために努力をいたしたいと思っております。

“厳しい環境に思う”

国民金融公庫鹿屋支店

支店長 浜辺行弘



さきに、政府は景気浮揚を図るため内需拡大の方針を打ち出しましたが、現下の状況は、対外経済摩擦の回避のため円高定着は避けて通ることができなくなっております。それだけに中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増して行くものと思われま

す。円高が定着すれば、ますます国内での企業間の競争が激しさを加えて行くことになりましよう。又、一方では、消費者のニーズの変化や情報化・ハイテク化など企業経営の環境が年々大きく変化を続けています。

私ども公庫では、金融の側面から皆様方の事業の維持発展のお役に立ちたいと念願いたしております。



このように揺れ動き、そして厳しい時期には、じっとして動かない守りの姿勢も一つの方法で大切だとは思いますが、経営環境が悪化したか

最後になりましたが、皆様方のますますの御発展と御繁栄を祈念してごあいさついたします。

❖ 列島南下 気分上昇

昭和六十一年度

役員研修会開催さる

環境衛生同業組合

昭和六十一年度の経営特別相談員 島支店長日小田宏氏と、本年は趣きの研修会に引続き、グリーンホテル錦 異にして、営業するには、健康でな生館において役職員の研修会が、盛 ければならないとの観点に立ち、鹿大に行われ、熱心に受講されました。 児島市中央保健所長村山力氏に依頼出席者は四十名でした。内野理事長 しました。

あいさつに続いて、国民金融公庫鹿児 研修内容は次の通りです。

研修課目	講師
開会 あいさつ	(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 理事長 内野 栄 蔵
最近の景況と金融情勢	国民金融公庫 鹿児島支店長 日小田 宏
成人病の予防について	鹿児島市中央保健所 所長 村山 力

保健所との連携強化事業について

環境指導センターと保健所と互に 誠意に有意義でした。鹿屋と川内の両協力しながら、環境業の育成強化を 保健所では地元の国民金融公庫から 図るべく、六十一年三月の理事会に も出席を載き質疑応答等で、アドバ おきまして採決され、本年は、鹿児 イスを受けました。

島市中央、山下両保健所と、川内、 内容は次の通りです。

鹿屋の四保健所で検討会を実施し、

保健所名	内 容	実施年月日	出席者
鹿児島市 中央保健所	・ 環境金融公庫の融資制度 ・ 標準営業約款登録状況	昭 61・8・27	公衆衛生課長 環境衛生監視員
鹿児島市 山下保健所	・ 振興指針に係る振興計画 についてその現状など	〃	〃
川内保健所	・ 運転資金導入制度	61・9・12	衛生課長 環境衛生監視員
鹿屋保健所	・ 分野調整事業について	61・9・17	〃

昭和六十一年度

経営特別相談員研修会開催さる

昭和六十一年度の経営特別相談員 佐堀春雄氏等によってそれぞれの立の研修会は九月五日、グリーンホテル 場から研修されました。ル錦生館で開催され、三十二名が出 内容は次の通りです。席し盛大に熱心に研修されました。 内野理事長の開会のあいさつについて、県保健環境部生活衛生課課長補

研修課目	講 師
開講 あいさつ	(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 理事長 内野 栄 蔵
組合の組織強化と環境業の労務管理	県保健環境部生活衛生課課長補佐 堀 春 雄
これからの中小環境業の経営	(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 経営指導員 池 田 一 矢
環境改善貸付の審査と事後指導	(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 経営指導員 吉 満 正 義

## 環衛公庫融資に

### 運転資金導入される

従来環衛公庫の融資は環境衛生関係営業の方々が衛生面の向上、経営の近代化を図るため、お店の新、増、改築や器具、備品の購入などに必要な設備資金に限り長期、低利で融資されてきましたが、今回環衛公庫法の一部改正により本年十月一日から運転資金も併せ融資されることになりました。

但し、この運転資金については厚生大臣の認定を受けた振興計画に基づく振興事業を行う組合及びその組合員に限られます。

貸付利率 年六・四%

償還期限 五年以内

貸付限度額 現行貸付制度の限度額とは別に二、七〇

〇万円以内

なおこの制度の取扱いについての詳細は指導センターにご照会下さい。

### 環衛公庫貸付利率

#### 史上最低水準に！

昭和四十二年九月環境衛生金融公庫が発足して以来、貸付利率が史上最低の水準になりました。

公庫資金に経験と知恵をプラスして、時代の変化を一步先取りしたお店のリフレッシュ化を推進されては

いかがですか。

(現在の基準利率 年六・四%)

### 環衛業の資金需要調査と金融基礎調査始まる

昨年度に引続き本年度も経営特別相談員により資金需要調査と経営指導員による金融基礎調査が始まりました。

この調査は環境衛生金融公庫の委託により全国指導センターの再委託で各県指導センターが実施するものであり環衛業の設備投資動向ならびに景気動向も短期的に把握すること、環衛公庫に対する資金需要等の中期的動向を把握することを目的としております。

なお経営特別相談員が行う環衛業の被対象業者については夫々の業種毎に指示された件数で理容十件、美容十件、クリーニング十三件、公衆浴場八件、旅館二十件、食肉三件、喫茶五件、すし商十三件、社交八件、料飲二十件の計百拾件で全国で五千五百二十件、

又指導センターの経営指導員が行う対象業者は理容六件、美容六件、クリーニング二件、公衆浴場三件、旅館四件、食肉三件、喫茶四件、すし商三件、社交六件、料飲二十一件計五十八件、全国では三千三百件になつており、対象は鹿児島市の外、

県内全域に亘る調査となつており資金需要調査は既に八月中に完了、金融基礎調査は七月に第一回目は終了し更に十一月に第二回目を実施する予定にしております。

なお、既に実施済の内容を見ると環衛業の業況としては最近の景気の低迷、内需不振等により依然として不況を呈しており、又業種によっては簡単に新規開業が出来る為過当競争に陥り共倒れの傾向を招くおそれがあり更に大手企業の進出が甚だしく我々環衛業界を圧迫しています。設備投資動向については設備投資の必要性はあつても総体的に現不況の真中、手控への傾向にあり設備投資するにしても必要最少限度に限り設備更新を図っている現状のようであります。

### 分野調整事業の

#### 実施について

近年環境衛生関係営業は過当な競争の中にあるうえに大企業の進出もめざましく紛争が多発化し、内容も複雑になつて来ています。そこで、厚生省では「分野調整等指導事業実施要綱」を定めて、これに基づき円滑に問題の解決のために、各県の指導センターが実施主体となり、各県では、「分野調整事業協議会」を設置し

て、紛争などに関する相談指導や調整を図ることになっていきます。

### 「移動経営相談室」開設

当指導センターでは事業計画の一環として昨年度に引続き本年度も「移動経営相談室」を開設してあります。

これは五十六年度から引続いて実施しているもので、以前は県生活衛生課主催による各業種毎の講習会に便乗して指導センターも「相談室」を設置し県内主要都市で開設していましたが、昨年度から指導センター独自で、県内保健所単位でその主要都市及びその周辺の傘下全環同組合の組合員の方々を対象に研修をすると共に希望者について個々の相談にも応じ、大変好評を得ております。相談内容は、融資、経営、労務、衛生等を主体にしております。

本年度は既に名瀬、加世田の両市を完了しましたが今後は、末吉、志布志、隼人の各町を予定しておりますので各環同組合の役員の方は勿論一般組合員の方々も積極的にご参加下さい。

なお、夫々開設の連絡は指導センター理事長名と保健所所長名で各組合から提出して貰つた組合員名簿からご通知差します。

### 国民金融公庫の異動

七月二十一日付で次のとおり異動がありました。

旧、鹿児島支店次長 大野博朋

新、(倉敷支店長へ転出)

新、(富山支店次長から転入) 児玉幸雄

新、(久留米支店次長から転入) 鹿児島支店付調査役 池村 斉

旧、鹿屋支店融資課長 納富昭則

新、(佐世保支店管理課長へ転入) 坂田博正

新、(中村支店調査役から転入)

### 第38回全国理容競技大会開催される

第一部門 ベーシックアヘアニング

一 鈴木晴記(東京)

二 田辺明光(島根)

三 青木勝也(栃木)

第二部門 レディースカットヘア

一 ジョーシ丸山(東京)

二 佐藤しのぶ(秋田)

三 池田道治(大阪)

第三部門 フリーダムパリエーション

一 日高正夫(広島)

二 吉田幸二(東京)

三 小野里 隆夫(群馬)

技能五輪

一 平塚 修(宮城)

二 白鳥 己(東京)

三 河村 桂子(埼玉)

理容師の主張

一 三村友江(中国地区代表)

### 表彰おめでとうございます (鹿児島県)

区分	氏名	年齢	現職
厚生環境功労者	え江 ぐち たかよし	65	鹿児島県旅館環境衛生同業組合 副理事長
	はが 原 すずこ	66	美容 理 事
	にし 西 もと つねひで	60	料飲業 理 事 長
	よね 米 ざわ ひろゆき	50	喫茶業 理 事 長
	えの 榎 もと たけよし	51	理容 理 事
幼全国環境衛生同業組合長表彰	こう 河 のりこ	48	喫茶業 副理事長

### クリーニング業

### 標準営業約款再登録

### 受付開始

厚生大臣認可後初のクリーニング業標準営業約款登録の有効期限が昭和六十一年十月末日で切れます。

さらに同年十一月一日からの再登録申請書の受付を目下開始しておりますのでお早目に当指導センターあて提出してください。

なお関係書類は当指導センターもしくは県クリーニング環衛組合にご

61. 9. 1現在における標準営業約款(3業種)の登録状況は次のとおりです。

業種	60年度末現在登録件数		61. 5. 1登録件数		61. 8. 1登録件数		合計	
	クリーニング所	取次所	クリーニング所	取次所	クリーニング所	取次所	クリーニング所	取次所
クリーニング	172	26	1	0	1	1	174	27
理容	623		225		1		849	
美容	—		—		730		730	

◎取次所再登録手数料

一件当り 一、四〇〇円

◎クリーニング所再登録手数料

一件当り 二、三〇〇円

ございます。御不明な点等がございましたら遠慮なく指導センターへお問い合わせください。

また手数料の額は次のとおりです。

美味しい「すし」をプレゼントしてみませんか

お世話になったあの人へ、又は親しいお友達へ美味しい「すし」をプレゼントしてみませんか。

鹿児島県すし商環境衛生同業組合では昭和五十九年六月からすし共通食事券(ギフトカード)を販売して喜ばれています。

左のマークのある取扱加盟店で取扱っています。御利用下さい。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

### 記

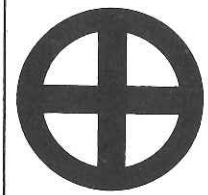
鹿児島市松原町七番十三号  
電話 ○九九二二四一二三六  
鹿児島県すし商環境衛生同業組合事務局







ごあいさつ



環衛かごしま

発行・編集 (財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 鹿児島市加治屋町 2-15 ☎0992-22-8332

国民金融公庫鹿児島支店

支店長 吉田寿郎

「環衛かごしま」紙を通してご挨拶させていただきますことは、大変光栄に存じます。

最近のわが国経済をとりまく状況は、皆様が高承のように、従来の産業構造からの変革を余儀なくされつつあり、環境衛生業界にありましても消費者ニーズの多様化、複雑化からその状況は厳しいものがあります。

したがいまして、このような時代なればこそ、環境衛生営業指導センター及び各環境衛生同業組合のもとに結集され、消費者のニーズをとらえて、経営基盤の強化、経営の一層の近代化、合理化をはかつていく必要があります。

私も、業界発展のために極めて微力ではありますが、努力させていたできますので、皆様方のご理解、ご協力を賜わり、どうか、前任者と同様のお引立てのほどをよろしくお願ひ申し上げます。

昭和六一年度環境衛生営業経営特別相談員養成講習会修了

環境衛生指導助成事業の一環として、毎年度、県保健環境部長名を以て、各環同組合理事長宛連絡し、夫々各組合からご推薦をいただいております。特別相談員の養成については、六一年度も次の三名の方々が養成講習会及び通信教育の課程を修了されました。

この養成については厚生省の指定を受けて(財)全国指導センターの通信教育をうけレポートを提出して頂き成績優秀な方に対し県保健環境部の主催する講習会を受け始めて県知事が委嘱することになっております。

記

- 久保耕一 料飲業常務理事 枕崎市
野崎耕一 料飲業理事 鹿児島市
柳原孝一 喫茶業理事 鹿児島市

なお、離島をか、えている我が県としては、離島からの申込の場合、経営特別相談員が出張すると、旅費等の問題もあるので出来たら夫々の組合の離島支部長が役員をご推薦して頂き度く更に現在特相員の少い組合については、六二年度に奮って養成講習を受けていただくように併せてお願い致します。

Table with 4 columns: 組合名 (Association Name), 経営指導員氏名 (Manager Name), 住所 (Address), 組合名 (Association Name), 経営指導員氏名 (Manager Name), 住所 (Address). Rows include various associations like 酒類川笠二, 今林三善, 山口貞文, etc.

### 鹿児島県異動(関係分)

(62. 4. 1付)

氏名	職名		勤務場所	
	旧	新	旧	新
堀 春雄	課長補佐		生活衛生課	退職
伊地知 誠	総務課長	課長補佐	北薩病院	生活衛生課
山口 正明	技術補佐	所長	生活衛生課	大口食肉衛生所
本山 尚士	技術主任	技術補佐	生活衛生課	生活衛生課
溝口 直隆	技術主査	食品衛生係長	衛生補佐	生活衛生課
國生 保	衛生課長	衛生課長	志布志保健所	指宿保健所
山下 太洋	検査課長	衛生課長	阿久根検査所	宮之城保健所
福 広一	衛生課長	衛生課長	指宿保健所	出水保健所
西蘭 正松	衛生課長	衛生課長	出水保健所	隼人保健所
新平孝一郎	薬局長	衛生課長	薩南病院	志布志保健所
岩元 定孝	保健衛生課長	衛生課長	屋久島保健所	鹿屋保健所
西帯野 修	衛生課長	業務課長	隼人保健所	知覧食肉衛生所

### 国民金融公庫異動

(昭和六十二年三月一六日付)

鹿児島支店長

新、吉田寿郎(本店融資部審議役)

旧、日小田宏(福岡支店長へ転任)

鹿屋支店次長

新、飯田郁二(福岡西支店融資課長)

旧、伊藤良隆(佐賀支店次長へ転任)

川内支店長代理

新、一瀬 満(長崎支店管理課長)

転出

川内支店総務課長

藤原正義(鳥取支店融資課長へ転出)

川内支店融資課長  
奥園光宏(下関支店融資課長へ転出)  
鹿児島支店調査役  
万田淳一郎(佐賀支店管理課長へ転出)

### 分野調整事業協議会

#### 設置される

地域の既設業者と進出大企業などの紛争等の解決のための相談事業などを行う、分野調整協議会が、昭和六一年一月一七日設置され、第一回協議会を六一年一月二十九日第二回協議会を六二年三月二三日に開催した。

### (協議会委員)

区分	氏名	団体名	役職名
学識者	◎田中 稔	鹿児島県商工会議所連合会	常任幹事
	山下 弘己	鹿児島県中小企業団体中央会	会長
	○石走義宏	鹿児島県弁護士会	弁護士
利用者代表	南 ツギエ	鹿児島県地域婦人団体連絡協議会	会長
	大塚 房臣	鹿児島県社会福祉協議会	常務理事
	神谷 進	鹿児島県消費者団体連絡会	事務局
業界代表	岩崎 国治	鹿児島県理容環境衛生同業組合	理事長
	富田 勇勢	鹿児島県旅館環境衛生同業組合	理事長
	井手口 益実	鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合	理事長
審判員	石田 繁	経営コンサルタント	小企業審判員

※◎印 会長 ○印 副会長

## エイズに対する正しい知識をもちましよう

後天性免疫不全症候群と云われています、エイズウイルスに冒されますと、リンパ球や脳の細胞に侵入し、病気に対する抵抗力が弱くなります。肺炎や、ある種の「がん」に侵され、命を失うこととなります。

エイズの患者は昭和五十六年に米国で初めて発見され、今世界中でどんどん増えています。米国では昭和六十六年迄に五〇〇万人がウイルスに感染すると云われています。

昭和六十一年についてみますと、米国二四、六五九人、ヨーロッパ一九、〇〇〇人、日本は二十六人となっています。

どんな人がエイズにかゝるか云いますと、欧米では男性同性愛者と薬物中毒者が大部分であると云われていますし、アフリカでは異性間の性的接触が原因で、女性の患者も多いと云われています。

エイズはどのようにして感染するかと云いますと傷ついた皮膚や粘膜にウイルスを持って人との性的接触をした場合や、ウイルスを持っている人の血液を輸血に用いた場合などがあります。

感染力は弱く、普通の生活の中では感染はしません。

- (1) 咳やクシャミ等空気を介してはうつりません。
  - (2) おししゃべりや、握手などではうつりません。
  - (3) 風呂やトイレ、プールなどでもうつりません。
  - (4) 食器や食べもの、飲みものを介してもうつりません。
- 感染すれば発熱をくりかえし、急に体重が減り体内のリンパ腺がはれてきます。下痢が続き、重くなるとカリニ肺炎や呼吸困難、食べものがのどを通らなくなったり、皮膚に「がん」ができる等の症状が出てきます。
- 現在特効薬もなく、発病後三年で四人のうち三人は死亡していると云われています。
- エイズウイルスは、五六℃以上で三分間以上、煮沸で五分間以上加熱して下さい。又二五%以上のエタノールで一〇分間以上浸すか、八〇%前後のエタノールを充分含ませた脱脂綿で拭けば良いのです。
- 検査を受けたい時には、次にお尋ね下さい。
- (1) 各都道府県の担当課(鹿児島県では保健環境部生活衛生課〇九九二―二二―七四三六内線二五四四)
  - (2) 最寄の各保健所



### これからの環衛業のあり方について

去る三月一八日東京で開催された全国都道府県指導センター理事長会議の席上厚生省の中井先生は、次の通りあいさつされました。

環衛法が施行された昭和三〇年頃は、ようやく戦後のショックから立ち直って、日本経済が走り出した頃であった。施行後今年で三〇年目を迎える。企業でも三〇年周期説と云うものがある。たいてい三〇年をふし目に変るものである。かつては、鉄を制するものは、国を制するとまで云われた頃もあったが、現在の新日鉄にみる規模の縮小、転換に見られるように、今では、なりました、なくなりつゝある。三〇年の月日は、さまざまな変革をもたらし、同じ状態ではあり得ない。各企業が同じ状態を三〇年間保持することは大変なことである。企業の三〇年周期説を左右するものは次の二つの条件である。(1)企業が世の変化について行けない。(2)企業の自己主張が強すぎて変化について行けない。

以上のとおりで、従って環衛法が出来た頃の経済状態と現在は、どのように違っているかを充分考えるべきである。第二次産業は曲り角に来ている。これからは第三次産業を活

性化しなければならない。そして環衛業が第三次産業の中心になるべきである。日本経済のポイントは、内需拡大である。いま国では、内需拡大のための法律案について取組んでいる。その名はリゾート基地整備法と云うことのようにである。

旅館、ホテルを中心とし、レクリエーション施設、スポーツ施設、外食産業等を伴うリゾート基地化をねらったものである。こうなると、大企業がますます進出し、既存業者との紛争も多くなるだろう。近くに大企業が進出するの

で困ると言うだけでは、今後はすすまれない。既存業者も、自から進んでリゾート基地づくりに参画する位の気迫がほしい。新しい時代に添った頭の切りかえが、なければなら

#### 標準営業約款登録店実態調査結果について 別紙資料 (含アンケート調査の考案)

#### 美容・クリーニング業標準営業約款登録店実態調査表 〔昭和61年度〕

自 昭和61年12月9日  
至 昭和62年3月6日

アンケート内容	調査結果 理容業(74件)			調査結果 美容業(66件)			調査結果 クリーニング業(20件)		
	各 項 別	人員	率(%)	各 項 別	人員	率(%)	各 項 別	人員	率(%)
あなたの店が標準営業約款登録店になって良かったと思うか。	良かったと思う	30	40.5	良かったと思う	31	46.9	良かったと思う	10	50.0
	かわらない	44	59.5	かわらない	35	53.0	かわらない	10	50.0
Sマークのことに付いて、客に聞かれたことがあるか。	あ る	34	45.9	あ る	23	34.8	あ る	4	20.0
	な い	40	54.1	な い	43	65.2	な い	16	95.0
あなたは、Sマークを利用して客を獲得しようと考えたことがあるか。	あ る	26	35.1	あ る	18	27.3	あ る	8	40.0
	な い	48	64.9	な い	48	72.7	な い	12	60.0
あなたは将来、必ずSマークは業界のために良い制度だと思うか。	良い制度だ	56	75.7	良い制度だ	52	78.8	良い制度だ	12	60.0
	大して意味はない	18	24.3	大して意味はない	14	21.2	大して意味はない	8	40.0
あなたは、これからSマークについて、積極的にP.Rするか。	す る	35	47.3	す る	45	68.2	す る	17	85.0
	し ない	39	52.7	し ない	21	31.8	し ない	3	15.0
あなたがSマーク登録店になった動機はなにか。	組合からの呼びかけ	52	70.3	組合からの呼びかけ	53	80.3	組合からの呼びかけ	13	65.0
	自分から進んで	19	25.7	自分から進んで	11	16.7	自分から進んで	7	35.0
	よくわからないが同業者と一諾	3	4.1	よくわからないが同業者と一諾	2	3.0	よくわからないが同業者と一諾	0	0.0
あなたは、Sマーク制度や経営などについて講習を受けたいか。	受 けたい	67	90.5	受 けたい	56	84.8	受 けたい	19	95.0
	大して受けたくない	7	9.5	大して受けたくない	10	15.2	大して受けたくない	1	5.0
あなたの店のセールスポイントはどれか。	価格で勝負	0	0.0	価格で勝負	1	1.5	価格で勝負		0.0
	技術で勝負	71	95.9	技術で勝負	65	98.5	技術で勝負	19	95.0
	サービス(粗品提供などで勝負)	3	4.1	サービス(粗品提供などで勝負)	0	0.0	サービス(粗品提供などで勝負)	1	5.0

#### (考察)

以上アンケート調査から、登録はしたが、組合からの呼びかけに応じたに過ぎず、せっかくの制度が生かされていない。又PR不足のために消費者はこの制度を知らないものが多く、関心が低い。業者自身も積極的にこの制度の利用を呼びかける態度に欠けている。と云うより、説明の方法が良くわからないと云う方が、正しいかも知れない。殆んどの人が経営などについての講習会を望んでおり、セールスポイントは技術と答えている。Sマークについてはセンター、組合、各組合登録店とそれぞれPRが必要である。

太陽の国 南国がごしまへ

小企業等設備改善資金

申込及び決定状況

昭和六一年度に於ける、いわゆる環境の申込状況は前年度を大中に下回り総計で九三件一九、六八九万円の申込で終止、前年比は件数で六九四%、金額で六四、九%と低調に推移しました。

この制度は各環境衛生同業組合の経営特別相談員が国民公庫の調査員に代り申込希望者の調査をし推薦書を記載し、組合の審査委員会にて審査し、理事長名で推薦されるもので余程のことがない限り(本人の既往取引が遅延又は保証債務の遅延は不可)一〇〇%融資される比較的有利な貸付制度ですので大いに利用されたら如何でしょうか。昭和六一年度の申込、決定状況は次の通りです。

	申込件数、金額	決定件数、金額
理容	28件 4,594万円	25件 3,870万円
美容	11件 2,340	9件 1,940
クリーニング	11件 2,025	11件 2,025
公衆浴場	1件 350	1件 350
食肉	2件 420	2件 420
すし商	10件 2,050	10件 2,050
旅館	7件 2,010	4件 960
喫茶業	7件 1,990	3件 790
社交業	8件 2,410	6件 1,680
料飲業	8件 1,500	8件 1,500
合計	93件19,689	79件15,585
	(決定率) → 84.9%	79.1%

利用者・消費者の信頼を勝ちとるときはいまがチャンス!!

昭和六一年度までの登録店は次のとおりとなっております。

未登録店の皆さん、本約款の主旨を充分ご理解のうえ、今後ともなにごぶんのご協力方を願います。

理容業	美容業	クリーニング業
861	957	161
		11
		計
		172

便利なクリーニング

ギフト券をどうぞ

昭和六一年一二月一日から全国クリーニング環境衛生同業組合連合会では、かねてから検討中でありました全国共通のギフト券の販売をはじめました。このギフト券の特徴は次の通りです。

- 一、全国どこでも利用できます。
- 二、いつでも、自由に利用できます。
- 三、贈答などにも利用でき便利で喜ばれています。

※このギフト券を利用できる店は、クリーニング環境衛生同業組合に加盟している店に限りです。店頭下記のとおり表示を掲げています。

●このステッカーのあるお店でご利用下さい。

**全国共通**

**クリーニング**

**ギフト券**

**取扱店**

◎昭和六二年度・鹿児島県知事の表彰者が次のとおり決まりました。

多年にわたる輝かしいご功績を心からお喜び申し上げますとともに今後ますますのご発展をお祈りいたします。(被表彰者)

所属組合	受賞者
県理容環境衛生同業組合	花増行雄 大久保隆盛
食肉	肥後辰彦
すし商	松延辰雄 小山清志
旅館	宮野秀吉 片山辰長
喫茶業	河野元紀
社交業	大坪哲夫 前村久雄
料飲業	尾辻重友 額川實

史上最低利率を更新 環境衛生金融公庫

環境衛生公庫では、またまた貸付利率の引き下げが行われました。

今回の改正は昭和六二年三月七日に引続き、三月二十八日から引き下げられたもので、基準利率、特別利率及び小企業等設備改善特別貸付利率共に一率に、史上最低の水準を更新し、年五・二%となり、ますます利用しやすくなりました。これを機に環境衛生関係営業の設

飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針も示さる

これまで、理容、美容、すし、旅館などの振興指針に加え、飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業及び喫茶業の指興指針が昭和六二年二月二十七日付で告示されました。これにより現在振興指針が示された業種は次の通りです。

業種名	認定年月日	目標年度
クリーニング業	昭57年4月1日	昭和63年度(改正)
理容業	昭58年12月20日	〃
美容業	昭58年12月20日	〃
旅館業	昭59年8月28日	64年度
すし業	昭57年7月29日	63年度(改正)
めん類業	昭59年8月23日	64年度
食肉業	昭60年12月26日	65年度
一般飲食業	昭62年2月27日	66年度
中華料理業	〃	〃
料理業	〃	〃
社交業	〃	〃
喫茶店業	〃	〃

指針が示された業種で未計画組合は早目に計画を作成し、与えられた特権を利用しましょう。



# 環衛 かごしま

発行・編集  
（助）鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15  
☎0992-22-8332

## 新任のご挨拶

国民金融公庫鹿屋支店

支店長 島田 寿夫



環境衛生営業関係者の皆様方  
には日頃から深いご理解とご協  
力を賜り厚くお礼を申し上げます。

最近の景況は、一応底を脱し  
回復過程にあると言われていま  
すが、鹿児島県内では所得の伸  
び悩み等もあって未だ厳しい状  
況を感じます。

日常生活に密着した皆様方の  
業界は、元々、力強さを秘めて  
おりますが、ご高承のとおり企  
業をとりまく環境は、消費者ニ  
ーズの変化、競合面等をはじめ  
として早いテンポで変化してお  
り、個々の企業基盤の強化は、  
今後一層重要なものとなってく  
ると思われれます。

私も、皆様方の事業発展のた  
め金融といった側面から、微力  
ではありますが精一杯努力する  
所存でございますので、前任者  
と同様よろしくお願い申しあげ

## ごあいさつ

国民金融公庫川内支店

支店長 山本 憲二



費者ニーズの多様化個性化の中  
で、新たな構造変革の局面を迎  
えているやに考えられます。

このような時代こそ、環衛業  
界関係者の方々の一層の団結が  
必要であり、その結束の中から  
新たな対応が生み出されてくる  
ものと確信する次第であります。

私共も金融を通じ業界発展の  
ために精進してまいりる所存で  
あります。業界関係者の方々の限  
りない発展を祈念しご挨拶と致  
します。

去る七月、長崎支店から当支  
店に転任して参りました。前任  
者同様よろしくお引廻しの程お  
願い申し上げます。

さて昭和六十一年商業統計調  
査（飲食店）によれば、従業者  
数、販売額ともに堅調な伸びを  
示している反面、小規模店が減  
少して飲食店の大型化が進み、  
商店数全体では昭和三十五年の  
調査以来初めて減少したと指摘  
されています。これを一例とし  
て今環衛業界は、我国経済の第  
三次産業化への急速な進展と消



◆ 列島南下 気分上昇



昭和六十二年度

役員 職 員  
**経営特別相談員 合同研修会開催さる**

本年度恒例合同研修会(約八十名出席)をさる九月十六日グリーンホテル錦生館で開催  
 講師として(財)全国環境衛生営業指導センター井上正行専務理事、中山峻指導研修部長、国民金融公庫吉田寿郎鹿兒島支店長、県保健環境部有満秀夫生活衛生

課長等各諸先生方をお招きし大へん貴重なご高話を拝聴した。ご出席の皆様方終始ご熱心に聴講され、いとも和やかな雰囲気の中で質疑応答、意見交換等を行ったのち閉会した。  
 研修科目ならびに要旨は次のとおり。

経営特別相談員研修				科 目	講 師
役員研修			環衛業と行政		
環衛業の当面する諸問題	振興計画と融資	最近の景況とこれからの経営		環衛業の税務	環衛改善貸付の審査と資金使途の検討
			税理士 井之原 正典		国民金融公庫 鹿兒島支店 吉田 寿郎
				県保健環境部生活衛生課 課長 有満秀夫	



◎役員研修会における講演要旨は次のとおり

**役員研修会 講演要旨**

**最近の景況とこれからの経営**

国民金融公庫鹿兒島支店 支店長 吉田寿郎

現在好況、不況の差は業種によつてあるが、全体としては、景気は良くなって来ている。日

本では倒産は毎年約一、三〇〇件位であったものが一、一〇〇件台となり、遂に一、〇〇〇件を割った、つまり倒産企業の減少によつても裏付けられる。これからは、客の固定化を図る方法を考えなければならぬが、店はセルフサービス型から対面方式に変わつて来ている。これ等は、消費者の嗜好が変わつたあらわれである。或る店では、天窓があつたり、小さなショーケースのある昔ながらの店であり、およそ近代的店には程遠い店が、人的サービスでカバーし、繁盛しているし、又駐車場の有無が、店舗の売上を左右するとまで言われている今日、駐車場のない店が繁盛している。この店では、店に近い人々にターゲットをしばり、入口に今日の目玉商品を書いてある。新聞折込みなどはしていない。又店員の配置を三ヶ月位で、かえて、次々に新しい客や固定客の確保に力を入れてゆく方法をとっている。これからは、考えて経営をしなければならぬ。経営で大切なことは、「三つのや」でなくてはならない。つまり第一の「や」は、やる



気を起こすこと第二の「や」はやり方を工夫する。第三の「や」はやさしさがなければならぬ。と云うことであつた。

## 振興計画と環衛融資 について

全国環境衛生営業指導センター

指導研修部長 中山 峻

厚生省は、業種をきめて、振興指針をつくり、業界の振興を図っているが、各県の環同組合では、振興計画をつくり、それぞれ、振興策を模索している。そこで、振興計画認定組合員に対するメリットは何か

- 一、一般貸付より金利が安い
  - 二、手続が簡素化された
  - 三、運転資金も借りられる
- 国で指針は出たが、該当する環同組合がなければどうするか。当分の間異種の業種であっても、貸付の対象にすることに なつた。

(例えばめん類は独立した組合はないが、料飲組合にはいつておれば、料飲組合員として借りられる)

又業種別で特別利率適用施設設備は違うが、申し込み業種のもので適用される。

昭和六十三年度の予算要求については

- 一、基本限度額を増額しても
- 二、返済期間を一五年から、二〇年にしてもらう
- 三、特別利率施設を変更してもらう

四、店舗の場合、増築、新築の分も認めるようにする

五、低い金利を維持する

全国指導センターに於いても、環同組合の発展のため努力中であり、右記のことの実現について、厚生省に働きかけている。

## 環衛業の当面する

### 諸問題

全国環境衛生営業指導センター

専務理事 井上正行

今や日本の経済は世界の経済の中に組み込まれて来た。日本は経済大国であっても生活大国ではない。日本人は労働時間が長いので、遊ぶ時間がない。従

って、個人消費が延びない。又暇はあっても金がなければ、どうにもならない。そこで所得税など減税にするので、その分国内で消費してほしいと云うのが、国の施策である。

内需拡大を推進するために、その方法の一つとして、総合保養地域整備法が昭和六十二年六月九日に第一〇八国会を通過した。つまり、リゾート基地を整備し、そこに人を集め、健康づくりをしながら内需の拡大を図ると云うことである。このような基地づくりを進めれば、税制で、優遇しようとするものである。いまからの企業は、攻撃型でなければならぬ。従って我々環衛業者も、大企業参入を、こわがり、ぐちをこぼすより、この法律をいかにうまく利用すべきかを考えなければならない。

米国企業の考え方は、近くに同種の企業が来れば良い。競争が出来て、共に発展できるからとの事である。考え方の全く違う外国の企業との競争もできていたので、よほどしっかり考えなければならぬ。

今日本では小規模店の減少傾

向にあり、古いものが淘汰されつつある。又零細企業の五〇%は五〇才以上と云う悪条件下にある。後継者育成も大切な要件の一つである。

## 総合保養地域

### 整備法の紹介

#### 総合保養地域

#### 整備法とは

社会的、経済的環境の変化に伴い内需拡大策の一環として国民誰でも利用できる、保養地の整備をはかるための法律であります。昭和六十二年六月九日に第一〇八国会を通過しました。環衛業者も無関心ではいられません。

### 総合保養地域整備法の 内容はどのようなものか

- (1) 良好な自然条件等を備えた相当規模の地域(概ね二五万ヘクタール程度以下を想定)であること。
- (2) スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことができる。重点整備地区(概ね三、〇〇〇ヶ

- 程度以下を想定)が概ね数ヶ所程度存在し、それが相互に連絡され有機的な連携を有する一体的な地域であること。
- (3) 産業及び人口の集積が著しく高い地域でないこと。
- (4) 民間事業者により、スポーツ又はレクリエーション施設、教養、文化施設、休養施設、集会施設、宿泊施設、交通施設、販売施設等の施設が、相当程度整備されることが確実と見込まれる地域であること。
- (5) 総合保養地域の整備とあわせて、地域資源を活用した産業の育成、振興を図ることにより、地域全体の振興を図る拠点であること。
- ※ 鹿児島県においては、南薩地区の整備を考えている。

昭和62年度

環衛法施行30周年記念

表彰おめでとうございます (鹿児島県)

区分	氏名	年令	現職
厚生大臣	酒匂文雄	60	鹿児島県環境衛生局長
環境衛生功勞者	坂元良人	55	鹿児島県食肉環境衛生同業組合常務理事
(昭和六十二年)	城ヶ崎幸子	53	鹿児島県美容環境衛生同業組合前副理事長
	村脇国雄	63	鹿児島県食肉環境衛生同業組合常務理事
	肥田木克亮	57	鹿児島県社交業環境衛生同業組合副理事長

区分	氏名	現職
厚生大臣感謝状(行政)	伊田功	加治木保健所衛生課長
生活衛生局長感謝状(行政)	坪内克己	鹿児島市中央保健所参事
	川越敏弘	加世田保健所衛生課長
	野元清明	大口保健所衛生課長

区分	団体名	代表者
厚生大臣感謝状	鹿児島県環境衛生同業組合	岩崎国治
	鹿児島県美容環境衛生同業組合	三根卓司
	鹿児島県食肉環境衛生同業組合	岩元静夫
	鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合	井出口益實
	鹿児島県公衆浴場環境衛生同業組合	内野栄蔵
	鹿児島県すし商環境衛生同業組合	松田節生
	鹿児島県旅館環境衛生同業組合	富田勇勢
	鹿児島県喫茶業環境衛生同業組合	河野元紀
	鹿児島県社交業環境衛生同業組合	谷川栄一
	鹿児島県飲料業環境衛生同業組合	西元常秀
	鹿児島県興行環境衛生同業組合	高崎弥生
	鹿児島県環境衛生同業組合連合協議会	内野栄蔵

相談コーナー(金融)

問 次の者は環衛公庫の貸付対象になりますか

(1) 営業の許可は持っているが自から経営していない者

(2) 営業許可名義人と、実際上の経営者とが異なる場合の実際の経営者

答 原則として環衛業の場合営業名義人と実際経営者は一致していなければなりません。そこで

(1) の場合貸付対象とはならない。

(2) の場合原則的には対象とはならないが、営業許可の名義人と生計を一にする配偶者又は親族が実際上の経営者であるときは、貸付の対象となり得る。







ごあいさつ

# 環衛 かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15

☎0992-22-8332

鹿児島県保健環境部長

中原俊隆

環境衛生関係  
営業者の皆様方  
には、日頃から  
環境衛生行政の推進に対し、格別の  
御理解と御協力を頂いていることに  
つきまして厚くお礼申し上げます。

さて、私こと本年四月一日付で鹿  
児島県保健環境部長を拝命いたしま  
した。

ここに紙面を借りまして皆様方に  
ごあいさつを申し上げます。

申し上げますまでもなく環境衛生関  
係営業は、県民の日常生活と極めて  
密接な関連をもった業種であり、皆  
様方の営業活動は、地域の公衆衛生  
の維持・向上にまた、地域経済活動  
に多大の役割を果たされているとこ  
ろであります。

しかしながら時代の潮流のなかに  
あって、皆様方の業界におかれまし  
ても、大型店の進出、チェーン店化  
異業種からの参入や消費者の価値観  
の変化に伴うニーズの多様化等によ  
り厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、業界の活  
性化を図っていくには、経営者一人

一人が企業性を認識し、多様化する  
消費者ニーズに的確に対応する経営  
環境の整備が必要かと思えます。  
県といたしましても引き続き指導  
センターによる、経営指導体制の強  
化を図ってまいれる所存で  
あります。

とりわけ、本年度から  
スタートします「地区環  
境衛生営業相談室」の開  
設は、指導センターの相  
談室を地域に移動させ皆  
様が気軽に利用できるよ  
う利便を図ったものであ  
りますので皆様の経営の  
安定に役立てていただき  
たいと存じます。

また営業の振興を積極  
的、計画的に推進するこ  
とを目的とした、振興計  
画は現在、八業種が厚生  
大臣の認定を受け振興事  
業が実施されていますが  
所期の目的が十分達成さ  
れますよう期待いたしま  
すとともに、環境衛生関  
係営業の健全な発展、振  
興を図るため、皆様方と  
力を合せて、活力とぬく  
もりにみちた行政を目ざ  
して努力してまいります  
と考えておりますので、

皆様方の御協力をよろしくお願  
いいたします。

## 表彰おめでとうございませう

(一) 美容業・クリーニング業設立三十周年  
記念環境衛生営業功労者

鹿児島	氏名	環同組合名
島津共子	美容環同組合	
小玉羊子	美容環同組合	
村田純子	美容環同組合	
大迫秋良	クリーニング環同組合	
迫田立身	クリーニング環同組合	
西村勤	クリーニング環同組合	
長崎二夫	クリーニング環同組合	
新越賢三郎	クリーニング環同組合	
相園忠一	クリーニング環同組合	

(二) 昭和六十二年環境衛生営業功労者

鹿児島	氏名	環同組合名
税所義春	理容環同組合	
中村武文	公衆浴場環同組合	
井手上満男	すし商環同組合	
矢野惟一郎	旅館環同組合	
池田純夫	旅館環同組合	
城下喜廣	社交業環同組合	
和田三夫	社交業環同組合	
吉留篤義	料飲業環同組合	
前原宏	料飲業環同組合	
厚地速男	喫茶業環同組合	

# 昭和六十二年度指導センターの事業計画決定

私共の鹿児島県環境衛生営業指導センターは昭和五十五年十月一日に財団法人として設立認可されてから既に七年を経過し八年目に入り、厚生省・県保健環境部及び全国指導センターの指導のもとに事業の拡大を図り毎年新規事業が組込まれ充実した事業の推進に努めております。勿論センターは環衛業全般的な衛生施設の維持改善向上、並びに経営の健全化について、相談に応じ又は指導を行うことを目的としている訳で今年度は、さきの理事会で承認を得た上で次のような事業の推進を計画しております。

- ① 理事会、研修会等  
理事会、六月(第一回)、九月(第二回)、一月(第三回)、三月(第四回)研修会、六月十日、事務職員六月二十二日、特別相談員研修
- ② 環経貸付枠の調整と申込推薦受付業務
- ③ 融資、経営、経理、税務、衛生等の常時窓口相談業務
- ④ 上記についての巡回指導業務
- ⑤ 理、美、クリーニング業者の標準営業約款登録業務
- ⑥ 理、美、クリーニング業者の標準営業約款登録受付

## ⑥ 表彰関係の推薦事業

全国環境衛生同業組合中央会理事長表彰、県知事表彰

## ⑦ 分野調整事業

七月と一月の年二回協議会開催

## ⑧ 環衛業特別指導事業

喫茶業組合に関する振興計画作成について組合と協議、社交業関係についての風俗関係調査、理、美、クの標準営業約款登録業者の実態調査

## ⑨ 保健所との連携強化事業

今年度は大口保健所と加治木保健所を予定

## ⑩ 移動経営、融資事業

川内地区、鹿屋地区、枕崎地区、以上三方所を予定しており、その都度組合員の方々にはご連絡申し上げますのでその時には是非保健所へご出席下さい。

## ⑪ 地区別営業相談室設置

今年度から新たに設けられた新規事業であり、地方の組合員の便宜を図る意味から夫々の地区に(保健所)指導センターの分室をつくり組合員の相談に応じるという主旨である。

今年度は隼人地区、加世田地区、志布志地区、宮之城地区を予定、夫々四カ所の地区に年三回センターから出張して行きますので営業に関し、融資、経営、等個別に相

談したい場合には是非、おでかけ下さい、相談は無料です。

## ⑫ 環衛公庫委託調査

毎年六月と十二月に経営指導員による業界の動向調査五十八件を実施します。又経営特別相談員による資金需要

# “全国指導センター九州ブロック会議”

## !! 鹿児島県で開催!!

毎年各県を巡回して開催されている九州ブロック指導センター経営指導員の会議が今年度は鹿児島県が幹事となり、来る七月十九日～二十日、グリーンホテル錦生館で開催されることになりました。

当日は厚生省を始め環衛公庫や全国指導センターからご出席をいただき、地元の県保健環境部長、生活衛生課長、及び国民金融公庫(鹿児島鹿屋、川内)のそ

支店長、更には県指導センターの正副理事長等総計四十名程度の出席で活発な討論が期待されます。

## 鹿児島県異動(関係分)

(63. 4. 1付)

氏名	職名		勤務場所	
	旧	新	旧	新
山尚士	技術補佐	所長	生活衛生課	鹿屋支店
宇田市男	衛生課長	補佐	生活衛生課	高齡者対策課
宮田尚弘	衛生課長	補佐	生活衛生課	生活衛生課
東展治	検査課長	衛生課長	衛生課	衛生課
豊島修治	衛生課長	衛生課長	薩南病院	加世田保健所
山崎和憲	衛生課長	衛生課長	加世田保健所	川内保健所
下主晏	技術主査	衛生課長	指宿保健所	加治木保健所
浜田春樹	衛生課長	衛生課長	名瀬保健所	名瀬保健所
伊田功	衛生課長	衛生課長	加治木保健所	加治木保健所

## 国民金融公庫異動

(63. 3. 14付)

氏名	職名		勤務場所	
	旧	新	旧	新
堀之内克己	熊本支店次長	鹿児島支店次長	熊本支店	鹿児島支店
児玉幸雄	鹿児島支店次長	八代支店次長	鹿児島支店	八代支店

調査一〇件  
以上の調査は各組合の組合員の経営についての調査です。

以上、いろいろとセンターの事業について記述しましたので、事業がスムーズにいくよう皆さん方のご協力を切にお願い申し上げます。

# (クリーニング業法の)

## 一部改正について

昭和六十三年五月三十一日法律第七十三号で、クリーニング業法の一部が改正されました。

### ○改正の趣旨

クリーニング師の資質の向上、業務従事者の知識の修得、技術の向上を図るため、都道府県知事が指定した、研修や講習を、必ず受けるよう義務づけられました。従って四条の二(業務従事者に関する措置)が廃止されました。

### ○法律の条文

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二〇七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第八条の次に次の二条を加える。

(クリーニング師の研修)

第八条の二 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、

厚生省令で定めるところにより

都道府県知事が、厚生大臣の定

める基準に従い指定したクリー

ニング師の資質の向上を図るた

めの研修を受けなければならない

い。

2、営業者は、そのクリーニング

所の業務に従事する、クリーニ

ング師に対し前項に規定する研

修を受ける機会を与えなければならぬ。

(業務従事者に対する講習)

第八条の三 営業者は、厚生省令で定めるところにより、そのクリーニング所の業務に従事する者に対し都道府県知事が、厚生

大臣の定める基準に従い指定したクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならぬ。

以上のようになっております。昭和六十四年四月一日より施行されます。

## 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法とは

### 臨時措置法とは

昭和六十三年四月五日法律第十七号で可決成立された法律です。異なった種類の中小企業者がお互にそれぞれのノウハウを出しあつて新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図り産業構造の転換が円滑に行われるようにするためのものであります。

この法律で言う中小企業の中には、

環境衛生同業組合も含まれています。異業種が、それぞれのノウハウを出し合い協同して、生産、販売、役務の提供の技術などを組み合せ、新たな製品の開発、そのための試験研究等を実施して、新たな事業の分野を開拓することでありませぬ。

これを実施するためには、事業協同組合をつくつて、「知識融合開発事業計画」を作成して、行政庁の認定を受けなければなりません。

認定をうけた事業協同組合等については、中小企業信用保険法の特例が適用されますし、また、内容によっては、租税特別措置法によって特例が認められることもあります。

国及び都道府県は認定組合に対し、知識融合開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言が出来ることになつていきます。

## 鹿児島県における環同組合の振興計画の認定状況 (63・5末現在)

厚生省は、環衛業の振興対策の指針を現在一三業種を指定して定めています。この指針に基づいて、鹿児島県に於いても振興計画をつくり、厚生省の認可を受けていますが、該当組合は次の通りであります。

業種別	認定年月日
クリーニング業	昭和60年3月20日
理容業	昭和60年1月7日
すし商	昭和61年3月27日
美容業	昭和62年6月23日
旅館	昭和62年8月3日
旅交業	昭和62年11月2日
社交業	昭和63年3月23日
飲食業	昭和63年3月23日
料飲業	昭和63年3月23日

## 認定組合員に与えられる融資上の特権

一、施設に対する融資限度額

営業別	貸付限度額	
	認定組合員	非認定業者
飲食、喫茶、食肉理容、美容	万円 7,000	万円 4,500
旅館	万円 15,000	万円 10,000
クリーニング業	万円 9,000	万円 6,000

二、運転資金制度

昭和六十一年十月一日より、振興計画認定組合員に限り、この制度が適用される貸出し限度額は一人三、五〇〇万円迄となっております。

## 環境衛生金融公庫の貸付制度概要

(63.4.30現在)

区分	貸付対象		貸付限度額	貸付条件				担保及び保証人	貸付の窓口
	種別	規模		利率区分	年利率	資金使途	貸付期間		
一般設備貸付	I 会社・個人 (対象業種)	資本金1,000万円以下又は従業員50人以下	設備資金 4,500万円 但し、クリーニング 6,000万円 興行場 7,200万円 旅館 1億円 浴場 1億1,000万円 (既存浴場で2施設以上の場合は2億円)	基準利率	5.5%	土地、建物等営業に必要な施設、設備、従業員宿舍、経営多様化(理・美容及び浴場業に限る)等	設備資金 13年以内	1 担保原則として500万円超の場合には要担保 2 保証人1名以上	直接貸付 東京都及び神奈川県内の申込で、設備資金の申込額が4,500万円を超える事業  代理貸付 国民金融公庫 商工組合中央金庫 銀行 信用金庫 信用組合
	1 飲食店営業 { ・そば ・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店類 ・パー類 ・その他飲食店	但し、	3,000万円以下						
	2 喫茶店営業	1 資本金 ・食肉・食鳥肉卸売	1億円以下	衛生設備	4.8%	消毒設備(消毒保管器)、換気設備、滅菌機、循環ろ過機等	15年以内		
	3 食肉販売業 (食肉販売業)	・興業場	1億1,000万円以下						
	4 冰雪販売業	・クリーニング	100人以下	浴場業衛生・近代化設備	4.5%	店舗等、給水湯設備、浴槽、洗場、煙突、貯油槽、重油貯蔵所、超音波・赤外線設備、ロッカー、鏡、深井戸、換気設備等	15年以内		
	5 理容業	・食肉・食鳥肉卸売	300人以下						
	6 美容業	・冰雪卸売	100人以下	特別貸付	(4年目以降5.3%)	消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	15年以内		
	7 興行場営業	・クリーニング	300人以下						
	8 旅館業 { ・ホテル ・旅館営業 ・簡易宿所営業	・クリーニング	300人以下	特別貸付	(4年目以降5.3%)	消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	15年以内		
	9 浴場業	・クリーニング	300人以下						
10 クリーニング業	・クリーニング	300人以下	特別貸付	(4年目以降5.3%)	消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	15年以内			

(注) 金融情勢の変動により利率が変更になる場合があります(63.4.30利率改正)

その他についてはいろいろあるが例えば個人金融分や高利時代の借入で返済が営業に支障を来すものについては、環境公庫の運転資金を申込しそれらを返済することができるとも、現在税制改革で問題になってくるが、業種によっては焼酎の税率が入っていくのもよい。

**質 疑**  
**問** 振興計画認定の組合の組合員については、運転資金の申込が出来ることになったが運転資金の範囲を教えてください。  
**答** 環衛業者の場合業種によっては大して運転資金の必要性は薄いが、次の資金の使いみちにより申込ができる。  
商品や原材料の仕入資金  
買掛金や手形決済資金  
諸経費の支払(含、未払金)  
従業員のボーナス資金  
その他

**質 疑**  
**問** 振興計画認定の組合の組合員については、運転資金の申込が出来ることになったが運転資金の範囲を教えてください。  
**答** 環衛業者の場合業種によっては大して運転資金の必要性は薄いが、次の資金の使いみちにより申込ができる。  
商品や原材料の仕入資金  
買掛金や手形決済資金  
諸経費の支払(含、未払金)  
従業員のボーナス資金  
その他

**藍綬褒章を受章される**  
この度、鹿児島県公衆浴場環境同組合理事長であり、また当指導センター理事長も兼ねられ、その他永年鹿児島市議会議員でもあられる内野栄蔵氏が、地方自治功労者として藍綬褒章受賞の栄に輝かれました。  
おめでとうございませす。ますますのご活躍を祈ります。

**相談コーナー!!**





# 環衛 かごしま

発行・編集  
(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15  
☎0992-22-8332

## ごあいさつ

(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 **内野 栄蔵**



希望に満ちた新年をお迎えの事と思

は、御健勝にて、  
環境衛生関係  
営業者の皆様  
に、  
います。謹んでごあいさつを申し上げ  
ます。  
去る一月七日大行天皇の崩御によ  
り、波乱の昭和時代は終り、新しい  
平成の時代が幕をあけました。これ  
を契機にして、私達環衛業界におき  
ましても、お互に創意工夫して経営  
の向上に努めなければなりません。



現代の消費者嗜好は、多様化、高  
度化し、めまぐるしく変化します。  
これに対応するためには、なみ大抵  
のことではありません。日本の経済  
状態は、非常に良好と伝えられてい  
ますが、残念ながら私達環衛業界に  
おきましては、大企業などの参入も  
あり、競争が激しく誠にきびしいも  
のがあります。環衛業界一体となり  
振興に努めなければなりません。

皆様の益々の御健勝と、お店の御 繁栄をお祈り申し上げます。

## 年頭のごあいさつ

鹿児島県保健環境部

生活衛生課長 **有満 秀夫**



挨拶を申し上げます。

平成元年の新  
春を迎えるにあ  
たり謹んで御挨拶  
の進出・チェーン化、消費者ニーズ  
の多様化・高度化等々、皆様方の業  
界をとりまく経営環境は依然として  
厳しい状況であります。

環境衛生関係営業の皆様方には、  
日頃から環境衛生行政に対し、深い  
御理解と御協力を賜わり厚く御礼申  
上げます。  
この様な状況の中で、経営の合理  
化・近代化等を図られ、懸命の努力  
をされていることに心から敬意を表  
するものであります。私も県と  
いたしまして、環境衛生関係営業  
の衛生水準の更なる向上と、業界の  
経営安定・振興のための事業推進に  
一層努力をいたす所存であります。

昨年我が国の経済は、円高不況  
に対処するための各界の諸施策等の  
結果、内需を中心とした拡大状態が  
続いてまいりました。  
皆様方の深い御理解と御協力をお  
願いし、併せて、皆様方のますます  
の御多幸と御繁栄を祈念いたします。

そして今年改元を機に、更なる  
拡大基調の推移が期待されることろ  
であります。一方では、大型店舗

## 年頭のご挨拶

国民金融公庫鹿児島支店

支店長 **吉田 寿郎**



謹んで、環境  
衛生関係営業の  
皆様方に、新年のご挨拶を申しあげ  
ます。

皆様方におかれましては、平素から環境衛生金融公庫及び当公庫に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。さて、昨年を振り返ってみますと、我が国経済は、一昨年の政府の景気浮揚策に始まり、その後も消費支出と設備投資の増大に支えられて、着実に力強い拡大基調をたどってまいりました。

### 経営特別相談員の養成

昭和六十三年度経営特別相談員養成講習に各組合の理事長の推薦を得て、本県から次の五名の方々が夫々、全国指導センターが主催する通信教育を受講され既にレポートも全員優秀な成績で修了されました。

現在当県には四十九名の特別相談員の方々が(環経)推薦業務や組合員の指導等でご活躍中ですが、新たに五名を合わせると五十四名となります。今後の活躍を期待致します。

理 容 税 所 義 春 薩摩郡宮之城町  
食 肉 住 永 茂 昭 鹿児島市  
旅 館 塩 屋 満 男 出水市  
喫 茶 業 阿 久 根 正 博 鹿児島市  
料 飲 業 有 村 太 七 川内市

一方、本県の景況を見ましても、地域や業種による跛行性はあるものの、全体としては、着実に拡大傾向にあると言えます。当公庫で行っている小企業動向調査の結果を見ても、昨年はほとんどの業種で、売上高・採算ともに好調に推移しています。ところで、環衛業については、今後、多様化する消費者ニーズに正確に対応しつつ、経営基盤の強化を図ることが求められており、皆様方の経営面のご苦勞及びビジネスチャンスは多くなるうかと推察いたします。日本経済のソフト化が進む中で、その一翼を担う皆様方のよきパートナーとして、私どもも精一杯努力してまいりたいと存じますので、鹿屋及び川内の各支店ともども、よろしくお願いいたします。

平成元年が皆様方にとって躍進の年となりますよう祈念して、ご挨拶といたします。



(別 表)

### 環境衛生金融公庫貸付利率表

(会社及び個人)

昭和63年12月30日改正

区分	利率区分	年 利 率		
		旧 利 率	新 利 率	
一般設備貸付	基 準 利 率	5.7 %	5.7 %	
	特 別 利 率	近代化設備、市街地再開発事業施設	5.65%	5.65%
		太陽熱利用冷温熱装置	5.6 %	5.35%
		衛生設備	5.1 %	4.85%
		消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設、大気汚染防止施設、降灰防除施設	(4年目以降 5.6%)	(4年目以降 5.35%)
		浴場業衛生・近代化設備	4.7 %	4.7 %
振興事業貸付	設 備 資 金	振興事業施設のうち特定設備	5.1 % (4年目以降 5.6%)	4.85% (4年目以降 5.35%)
		振興事業施設のうち特定設備以外のものは、上記の一般設備貸付に同じ		
	運 転 資 金	基 準 利 率	5.7 %	5.7 %
小 企 業	等 設 備 改 善 資 金 特 別 貸 付	5.6 %	5.6 %	

昨年十二月三十日の改正により振興計画認定の組合の組合員に限り、利率が次の様に改正されました。組合員と非組合員との差がますます拡大されましたので、環境衛生関係営業の衛生水準の維持、向上ならびに経営の健全化、近代化に大いに活用して下さい。

なお、申込の相談は各環境衛生同業組合又は県環境衛生営業指導センターにお気軽にお越し下さい。

〃 環衛資金ますます 組合員は有利に 〃





手軽に利用できます

「国の進学ローン」のご案内

国民金融公庫では、受験生をかかえるご家庭を応援しています。従業員の皆様にもおすすすめください。

▽ご融資額 一進学者当り 100万円以内

▽ご融資期間 5年以内

▽利率 年5・7%

▽保証 進学資金融資保証基金の保証または保証人

▽ご利用できる方 大学・短大・高

校などへ進学される方のご父母など

▽お使いみち 入学金・授業料・受験費用・教科書代・下宿代など

▽お取扱期間 4月末まで

▽お問合せ先

鹿児島支店 (0992)2513482

鹿屋支店 (0994)4215141

川内支店 (0996)2012191

水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴う 特定施設の追加について

追加された業種と条件(環衛関係分)

該当業種	総床面積
弁当仕出し屋、弁当製造業	360㎡以上
食堂、レストラン	420㎡以上
そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他一般飲食店、酒場、ピヤホール	630㎡以上
バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これに類する飲食店	1500㎡以上

水質汚濁防止法では、昭和六十三年八月二十六日付の改正により、カドミウムやシアン化合物など人の健康に被害を与える物質を含んだり、又は水を汚染し、生活環境を破壊するようなものを公共用水に排出するような施設を選びこれを特定施設と名づけ、その施設の排水については、きびしく基準が定められています。今回この特定施設の中に下記の営業が追加され、昭和六十三年十月一日から施行されました。但し既設の業者については、施行日から一年間は適用されません。

◎ 該当者は届出をして下さい。汚水処理施設には特例貸付制度があります。

〔昭和61年度～63年度標準営業約款登録店実態調査状況〕

業種別 3年間合計件数等 結果	理容業 (160件)		美容業 (160件)		クリーニング業 (32件)	
	件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
Sマーク登録店になって良かったと思うか	思う	72 45.0	88 55.0	19 59.4		
	思わない	88 55.0	72 45.0	13 40.6		
Sマーク登録店になった動機は何か	組合のすすめ	125 78.1	140 87.5	25 78.1		
	自分から進んで	30 18.8	16 10.0	7 21.9		
	同業者から登録したから	5 3.1	4 2.5	0 0		
Sマークの制度は、業界のために良い制度だと思うか	思う	127 79.4	136 85.0	22 68.8		
	思わない	33 20.6	24 15.0	10 31.2		
Sマークのことに付いて、客に聞かれたことがあるか	あ	75 46.9	62 38.8	9 28.1		
	な	85 53.1	98 61.2	23 71.9		
Sマークを利用して、客を獲得しようと考えたことがあるか	あ	41 25.6	63 39.4	12 37.5		
	な	119 74.4	97 60.6	20 62.5		
これからSマークのことに付いて積極的にPRするか	す	82 51.3	113 70.6	27 84.4		
	し	78 48.7	47 29.4	5 15.6		

〔考察〕登録については、組合からの呼びかけに応じたに過ぎず、切角やがては業界のためになる制度とは云い乍ら、理解度が低く、客に対し、正しい説明がなされていない。又消費者の関心も低い。もっとPRの必要がある。



— 尖山と未来のフェスティバル —

# サザンピア21 開催

3月16日(木)～5月14日(日) (60日間)

会場のシンボルタワーとして、そびえ立つ直径4m、高さ48mのH-IIロケットの実物大模型。無重力体験装置(スペースボール)や桜島の迫力ある火山の仕組みを超大型スクリーンで紹介するなど鹿児島でなければ絶対に見られないものです。

**鹿児島市制100周年 記念事業**

## サザンピア21

○会場 鹿児島市谷山地区臨海部  
一号用地A区内

○主催 鹿児島市  
(0992-241111)

主なイベント紹介

- 早見優等のステージ
- 愉快なぬいぐるみショー
- 動物マジックショー

### 会場へのご案内

- ①—JRを利用される場合  
JR西鹿児島駅  $\xrightarrow{25分}$  JR指宿枕崎線  $\xrightarrow{10分}$  五位野駅  $\xrightarrow{\text{シャトルバス}}$  会場
- ②—市電を利用される場合  
(平日20分おき、日・祝日は10分おき)  
谷山電停(10分おき)  $\xrightarrow{20分}$  会場  
臨時バス
- ③—臨時バスを利用される場合  
(平日15分おき、日・祝日10分おき)  
天文館(いづろ付近)  $\xrightarrow{15分}$  鴨池フェリーターミナル  $\xrightarrow{35分}$  会場  
JR西鹿児島駅  $\xrightarrow{50分}$  会場
- ④—船を利用される場合  
鹿児島本港  $\xrightarrow{45分}$  会場  
錦江湾レディ(定員360人)  
大隅地区(古江港)  $\xrightarrow{35分}$  会場  
きんこう
- ⑤—高速道路を利用される場合  
(川辺ICから15分)

主催：鹿児島市

お問い合わせ：サザンピア21実行委員会  
〒892 鹿児島市山下町11-1  
☎0992(24)1111

## 表彰おめでとうございます

(環境衛生功労者)

区分	氏名	環同組合名
厚生大臣	永山太一	鹿児島県旅館環同組合
〃	松延辰雄	〃すし商
〃	浜崎敏雄	〃美容
〃	池之上安雄	〃理容
〃	河野元紀	〃喫茶業
中会幹事長	田中秀文	〃公衆浴場

益々御活躍の程をお願いします

## 相談コーナー



**問** 環衛公庫の融資申込は県知事の推薦が必要であると聞いているが手続きはどうするか。

**答** 振興計画について認定を受けている環境衛生同業組合の組合員については「振興事業に係る資金証明書」に組

合の理事長の証明を添付すれば、従来県へ申請していた経路は省略し直接国民公庫へ申込すればよいことになりました。

但し、振興計画認定を受けていない組合の組合員は「推薦書交付願」を添付し組合に提出すれば理事長が証明し県生活衛生課へ回付することになっており県知事の推

薦を必要としています。

なお、非組合員については夫々管轄の保健所の衛生課に必要書類を提出し保健所で内容をチェックし県生活衛生課へ回付され県知事の推薦を必要としております。

※参考までに振興計画認定の組合は次のとおりです。

理容、美容、クローニング、旅館、食肉、すし商、社交業、料飲業の各組合です。



# 環衛 かごしま

特別号

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター

鹿児島市加治屋町2-15

☎0992-22-8332

## 特別地方消費税について

昭和14年に、始められた税金で昭和35年までは、遊興飲食税と言われていたものです。その後料理飲食等消費税となり、平成元年4月1日から特別地方消費税として生れかわりました。

名称が変わっただけでなく、税率も10%から3%となり、免税点も引上げられ、基礎控除、奉仕料控除も廃止されるなど、抜本的な改正がなされました。

問答集をつくって見ましたので、参考にできれば幸いです。

### Q & A

[1] Q. 特別地方消費税とは、聞きなれない言葉ですが、どのような税ですか。

A. 料理飲食等消費税が、平成元年4月1日から、特別地方消費税と言う名称にかわりま  
す。

[2] Q. 今迄の料理飲食等消費税と特別地方消費税と、どのように違うのか、わかりやすく教  
えて下さい。

A. 図示してみますと次のようになります。

	現 行	改 正 後 (平成元年4月1日以降)
名 称	料 理 飲 食 等 消 費 税	特 別 地 方 消 費 税
税 率	10%	3%
免 税 点	(飲食等) <del>2,500円</del> 1人1回につき 2,500円 ◎料理店、カフェー、バー等の利用行 為は、適用なし ◎遊興を伴うものは、適用なし (宿泊等) 1人1泊につき 5,000円 ◎宿泊及び、これに伴う夕食、朝食	(飲食等) <sup>7,500</sup> 1人1回につき 5,000円 ◎料食店、カフェー、バー及び飲食店 における利用行為のすべてについて 適用。 (宿泊等) <sup>15,000</sup> 1人1泊につき 10,000円 ◎宿泊及びこれに伴う遊興飲食及びそ の他一連の利用行為

控 除	基 礎 控 除	宿泊の場合、1人1泊につき2,500円を料金の総額から控除する。	廃 止
	奉仕料 控 除	一定の要件を備えるものとして、知事が指定した場所における宿泊、飲食等について、奉仕料の額を料金の総額から控除する。	
公給領収証		特別徴収義務者が料理飲食等消費税を受け取った場合にその「しるし」として客に交付する。	廃 止 (領収証は、各自営業者にまかせる。)

[3] Q. 平成元年3月実績分で4月末日申告納入分はどうなりますか。

A. 上記3月実施分については、4月末日に旧料理飲食等消費税として納入して下さい。

[4] Q. 帳簿書類の保存義務について教えて下さい。

A. 帳簿については5年間、書類については2年間です。

[5] Q. 特別地方消費税の申告納入の特例があるとの事ですが、どのようなものですか。

A. 申告納入の法定期限と特例適用期限があります。特例適用を受けようとする人は、毎年知事に申請しなければなりません。わかり易く図解してみますと下表の通りになります。

実 績 月	申告納入期限	特例適用期限
12 月 実 績 分	1 月 末 日	3 月 末 日
1 月 〃	2 月 〃	
2 月 〃	3 月 〃	
3 月 実 績 分	4 月 末 日	6 月 末 日
4 月 〃	5 月 〃	
5 月 〃	6 月 〃	
6 月 実 績 分	7 月 末 日	9 月 末 日
7 月 〃	8 月 〃	
8 月 〃	9 月 〃	
9 月 実 績 分	10 月 末 日	12 月 末 日
10 月 〃	11 月 〃	
11 月 〃	12 月 〃	

[6] Q. 特例適用は、どのようなものが受けられるのですか。又申請は毎年いつすれば良いのですか。

A. 色々と条件があります。個条書にしてみましょう。

(1) 前年の納税額が360万円以下であること。しかし、平成元年度については、1,200万円以下、平成2年度については640万円以下となっています。

(2) 最近3ケ年において、不申告加算金又は、脱税などによる重加算金の決定処分を

受けたことがないことです。

- (3) 特例適用を取り消された者で1年以上経過してはなりません。
- (4) 開業後1年以上経過していること。
- (5) 県税の滞納処分を受けたことがないものとなっています。
- (6) その他特別地方税の徴収の確保に支障がないと認められること。

申請は毎年しなくてはなりません、1月末日迄にしてください。但し今年度は4月15日迄となっています。

( 宿 泊 編 )

[7] Q. 宿泊に於ける免税点は10,000円とのことですが、この10,000円の中味は、具体的にどのようなものが含まれますか。

A. 宿泊料金(1泊2食, 1泊1食, 素泊の料金)と宿泊の時間帯における追加料金, 飲物, 夜食, 花代, カラオケ使用料, 囲碁, 奉仕料, 麻雀などの使用料などすべてを含めた料金です。

[8] Q. 宿泊時間帯の前に会議を開いたり, 昼食をしたりしたものはどうなりますか。

A. 飲食店の免税点(1人1回につき5,000円)を適用します。

[9] Q. 宿泊料金について具体例を引いて教えてください。

A. 例題(1) 大人1人が宿泊し, 追加飲食を頼んだ時の例

※1泊2食の料金	7,000円	}	8,050円 ①
※奉仕料 15%	1,050円		

追加料金の分

※ビール 1本	500円	}	1,495円 ②
※ビデオ料金	800円		
※奉仕料 15%	195円		

免税点10,000円の解釈は, 宿泊料金と追加料金も含めた額ですから①+② 8,050円 + 1,495円 = 9,545円となり10,000円より少くなりますからこの例では, 特別地方消費税はかかりません。

例題(2) 大人1人が宿泊し追加飲食を頼んだ時の例

※1泊2食の料金	7,000円	}	8,050円 ①
※奉仕料 15%	1,050円		

追加料金の分

※ビール 2本	1,000円	}	2,300円 ②
※ウーロン茶	200円		
※ビデオ	800円		
※奉仕料 15%	300円		

①+② 8,050円 + 2,300円 = 10,350円

10,000円以上ですから $10,350円 \times 0.03 = 310円$ 特別地方消費税がかかります。

**例題(3)** 2人宿泊して夕食時芸者を呼んだ時の例

※1泊2食の料金2人	16,000円	}	18,400円 ①
※奉仕料 15%	2,400円		

追加料金の分

※追加料理 2品	4,000円	}	16,625円 ②
※ビール 4本	2,000円		
※焼酎 5本	1,500円		
※奉仕料 15%	1,125円		
※花代	8,000円		

①+②  $18,400円 + 16,625円 = 35,025円$

$35,025円 \div 2人 = 17,512円$ となり1人当り10,000円を超えているので

$35,025円 \times 0.03 = 1,050円$ を特別地方消費税として納めなければなりません。

[10] Q. 旅行業者と旅館との契約により旅行するクーポン券による宿泊については、免税点の特例があると聞きましたが、どのようになっていますか。(主催旅行)

A. 三通りが考えられます。

**その1例** 宿泊料金が8,000円以下の場合

宿泊料金(消費税, 入湯税抜き)が8,000円以下の場合、宿泊料にはかかりません。又、追加飲食をして、その額が多少にかかわらず、これにも特別地方消費税はかかりません。

◎計算例

団体50人が宿泊し、夕食時に宴会をした場合

※宿泊料金(奉仕料込み) 400,000円

1人1泊2食 (8,000円×50人)

追加飲食等の料金

※ビール50本	25,000円	}	132,250円
※焼酎 300本	90,000円		
※奉仕料15%	17,250円		

◎以上から見た免税点の判定

$400,000円 \div 50人 = 8,000円 \cdots 1人当り$

1泊2食が8,000円以下ですので、この場合宿泊料金にも追加料金にも特別地方税は、かかりません。

**その2例** 団体50人で夕食時宴会をした場合

宿泊料金が8,000円を超え10,000円以下の場合

※宿泊料金(奉仕料込み) 450,000円

(1人1泊2食  $450,000円 \div 50人 = 9,000円$ )



## 追加飲食等の料金

※ビール	25本	12,500円	}	31,625円
※焼酎	50本	15,000円		
※奉仕料	15%	4,125円		

## ◎以上から見た免税点の判定

450,000円÷50人=9,000円 1人1泊2食の料金が8,000円を超え10,000円以下でありますから、この場合宿泊料の1泊2食分には、かかりませんが、追加飲食等の料金31,625円に3%かかります。従ってこの事例では31,625円×0.03=948円だけが特別地方消費税額になります。

## その3例 団体50人で夕食時宴会をした場合

宿泊料金が10,000円以上の場合

宿泊料金(奉仕料込み) 600,000円

(1人1泊2食 600,000円÷50人=12,000円)

## 追加飲食等の料金

※ビール	25本	12,500円	}	48,875円
※焼酎	100本	30,000円		
※奉仕料	15%	6,375円		

## 以上から見た免税点の判定

600,000円÷50人=12,000円、1人1泊2食の料金が12,000円で10,000円を超えていますので、この場合は宿泊料金にも追加飲食等の料金にもかかります。従って次のようになります。(600,000円+48,875円)×0.03=19,466円が特別地方税の額です。

## (料理, 飲食店編)

[11] Q. 料理, 飲食店などにおける免税点は5,000円とのことですが、この5,000円の中味は、具体的にどのようなものが含まれますか。

A. 1人1回につき5,000円の判定は料理代, 飲食代(キープ料金や持込換算額を含みます) 室料, 花代, 奉仕料(サービス料), チャージ料(テーブルチャージやショーチャージ料等), 指名料, カラオケ代等の遊興, 飲食等の料金を合算した額により判定します。

[12] Q. 飲食店, 料理店等に於ける計算方法を具体例にて教えて下さい。

例題(1) 料理店において、大人6人と、子供2人で会食した場合

## ◎大人の利用料金

※料理代	6人分	@ 5,000円	30,000円	}	50,600円 ①
※ビール代	10本	@ 800円	8,000円		
※焼酎	20本	@ 300円	6,000円		
※奉仕料	15%		6,600円		

## ◎子供の料金

※料理代	2人分	@ 3,000円	6,000円	}	7,360円 ②
※ジュース	2本	@ 200円	400円		
※奉仕料	15%		960円		

## 〔特別地方消費税の計算方法〕

※大人1人当たり50,600円÷6人=8,433円で5,000円より多いので50,600円×0.03=1,518円の税がかかります。

※子供1人当たり7,360円÷2人=3,680円で5,000円より少ないので税金はかかりません。従って、この会食については、1,518円納税すれば良いのです。

**例題(2)** 料理店において、客10人が、飲みものを持ちこみ、ホステスを呼んで、会食をした場合。

## ○利用料金

※料理代 10人分 @ 4,000円 40,000円 ①

※ビール 20本 }  
 ※焼酎 2升 } 持ちこみ分につき店の売値に換算

## ※換算額

ビール 20本×800円=16,000円

焼酎(1升から15本とる場合) 2升×15本×300円=9,000円 } 25,000円 ②

## ※奉仕料 15%

(40,000円+25,000円)×0.15=9,750円 ③

※花代 2人 10,000円 ④

## 〔特別地方消費税の計算方法〕

①+②+③+④

(40,000円+25,000円+9,750円+10,000円)÷10人=8,475円 1人当たり 8,475円となり5,000円を超えるので8,475円×0.03=2,542円が納税額になります。

**例題(3)** 社交場(バー、キャバレー、スナック等)における例で、客3人が来店し、そのうちの1人が自分のボトルをキープし飲食をした場合

## ○利用料金

※キープ代 6,000円…①

※チャージ料金 3人分 @ 3,000円 9,000円

※ビール 3本 @ 1,000円 3,000円

※フルーツ 1 @ 2,000円 2,000円

※オードブル 1 @ 2,000円 2,000円

※カラオケカード購入2枚@ 1,000円 2,000円

18,000円 ②

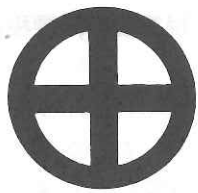
## 〔特別地方消費税の計算方法〕

## (1) キープした客

①+(②÷3)=6,000円+6,000円=12,000円は5,000円を超えているので12,000円×0.03=360円の納税額

## (2) その他の2人の客

(18,000円-6,000円)÷2人=6,000円で1人当たりの料金が5,000円を超えるので、12,000円×0.03=360円が納税額となり、3人の計では360円+360円=720円となります。



# 環境 かごしま

特 別 号

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター

鹿児島市加治屋町2-15

☎0992-22-8332

## 消費税とはどんなものでしょう

昭和63年12月30日第113回臨時国会におきまして、消費税法が成立しました。昭和25年のシャープ税制以来40年振りの改革です。

この税は、最終的には、すべて、消費者が負担することになるのです。平成元年4月1日以降、商品の販売や、サービスの提供などに対して3%の消費税がかかります。

課税業者とは？免税業者とは？或いは納税方法（簡易課税制度）とは？又納税額の軽減措置（限界控除制度）などについての質問に答えるために問答集をつくってみました。参考にできれば幸いです。

### Q & A

[1] Q. 消費税とは、どのような性格のものですか。

A. 事業者負担を求めものではなく、最終的には、商品消費し、又はサービスを受ける消費者が負担するものであり、税率は3%です。

[2] Q. あなたは、課税業者ですか、又は免税業者ですか。

A. これを知るには、次のように考えて下さい。

※個人の場合

基準期間（前々年→昭和62年分）の課税売上高が3,000万円以下の人は、免税業者ですから、消費税を納めたり、税務署への届出は一切不要です。

※法人の場合

基準期間は前々事業年度の課税売上高が3,000万円以下の法人は、免税業者となります。

[3] Q. 前々年の課税売上高が、はっきり計算できない時には、どのようにすれば良いのですか。

A. 2年前の帳簿なんてありません、と言う人もあると思いますが、その時には、昭和64年1月1日から平成元年2月28日迄の2ヶ月間の課税売上高を計算して、その額に6をかけて、その額を前々年の課税売上高にかえることができます。

[4] Q. 免税業者（昭和62年分の課税売上高が3,000万円以下）は、今度の消費税には全く関係はないのですか。

A. 免税業者は、税務署への申告も、納付も必要はありませんが、材料など仕入については、3%の消費税が上のせて来ますので高くなります。そこで3%に相等する程度は、

高くしないと、利益が少なくなります。

[5] Q. 免税業者でも課税業者を希望すれば出来るのですか。又何故に免税業者が、課税業者になる必要があるのですか。

A. 消費税課税事業者選択届出書を税務署長に提出すれば、良いのです。例えば、多額の設備投資等をして、課税売上高よりも課税仕入高が、大きく上回るようになった業者には、その分還付され有利です。しかし、課税事業者を選択していなければ還付されません。

[6] Q. 課税業者又は課税業者を選んだ業者は、税金の計算は年何回行うことになるのですか。

A. 年1回確定申告の時行うこととなります。確定申告は、課税期間（1月～12月又は法人で3月決算の場合は、4月～3月）終了後2ヶ月以内に申告、納付すれば良いのです。

※(1)課税期間1月～12月の業者は翌年2月末日迄（平成元年4月～平成3年度末）  
日迄は3月末日迄になる予定）  
※(2)課税期間4月～3月の法人の場合5月末日迄

[7] Q. 申告、納付は、年何回ですか。

A. 申告、納付は「確定申告納付」と「中間申告納付」の年2回です。

(1) 中間申告納付は、課税期間開始以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内となっています。

※課税期間1月～12月の業者……8月末日迄  
※課税期間4月～3月の法人……11月末日迄

(2) 確定申告納付は、課税期間終了後2ヶ月以内

※課税期間1月～12月の業者→翌年2月末日迄（平成元年4月1日～平成3年度末）  
末日迄は3月末日迄となる予定）  
※課税期間4月～3月の法人→5月末日迄

[8] Q. 中間申告、納付の計算はどのようにすれば良いのですか。

A. 中間申告納付は、直前の確定申告額の2分の1を申告納付すれば良いのです。その額が、30万円以下の場合には、中間申告、納付は、必要ありません。又中間申告納付額は、確定申告時に清算されます。初年度（平成元年度）に限り必要ありません。

[9] Q. 基本的な消費税の計算方法は、どうなっているのですか。

A.  $(\text{課税売上高} \times 3\%) - (\text{課税仕入高} \times 3\%) = \text{納税額}$ で良いのです。

例えば 課税売上高が 8,000万円 } の業者の場合  
課税仕入高が 5,000万円 }

$(8,000 \times 0.03) - (5,000 \times 0.03) =$   
240万円 - 150万円 = 90万円 →納税額

[10] Q. 消費税の納付額の計算方法に簡易課税制度と言う制度があると聞きましたがどのような制度ですか。

A. 前々年の課税売上高が、5億円以下の課税業者が「消費税簡易課税選択届出書」を税務署長に提出すれば、選択できる制度です。但し、この制度を選択すれば2ヶ年間は、この制度の適用を受けます。

[11] Q. 簡易課税制度を選択すれば何か利点がありますか。又欠点はどうですか。

A. 納税額の計算は、課税売上高からだけで計算できますので、計算が簡単です。欠点は、課税仕入高が、課税売上高より多い時には、この制度を選ばない業者の場合還付されませんが、簡易課税選択の場合は、課税売上高のみから計算しますから還付は勿論受けられません。その上、課税売上高に却って0.6%の消費税額を納付しなければなりません。

[12] Q. 簡易課税制度による、納税額の計算方法を教えてください。

A. 計算式は次の通りです。

※課税期間(納付するその年)の課税売上高×0.6%

(卸業者は0.3%)=納付する消費税額

[13] Q. 限界控除制度とはどのような制度ですか。又その計算方法はどのようなものでしょうか。

A. その年の課税売上高が6,000万円未満の課税業者に適用される制度です。この制度は、3,000万円以下(免税業者)とのバランスを、とるための納付税額の軽減措置です。

※計算式

$$\boxed{\text{本来納付すべき税額}} \times \frac{\boxed{\text{課税売上高}-3,000\text{万円}}}{3,000\text{万円}}$$

計算例 { 簡易課税選択業者の課税売上高 }  
 { 4,000万円の業者の納付額は? }

4,000万円×0.6%=24万円→簡易課税制度による課税額

$$24\text{万円} \times \frac{4,000\text{万円}-3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} = 8\text{万円} \rightarrow \boxed{\text{限界控除による納税額}}$$

◎課税売上額4,000万円の方は、簡易課税制度による納税額は24万円です。しかし課税売上額が4,000万円、6,000万円以下ですから更に限界控除による軽減措置を受け8万円納付すれば良いことになります。

[14] Q. 簡易課税制度を選ばない業者の場合はどうなりますか。又計算はどのようなものでしょうか。

A. 課税売上高が5億円以上の営業者は、この制度は選択出来ません。又5億円以下でも、選択しなかった業者の場合計算方法に次の2つの方法があります。

(1) 課税売上割合  $\left( \frac{\text{課税売上額}}{\text{総売上額}} \times 100 \right)$  が95%以上の時

(2) 課税売上割合が95%未満の場合

※(1)の課税売上高が95%以上の場合の計算方法

$$\boxed{\text{課税売上高に対する消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入高に対する消費税額}}$$

※(2)の課税売上高が95%未満の場合

(a) 個別対応方式

(b) 一括比例配分方式→(選択制度で2年間はこの制度が適用されます)

以上の(a), (b)のいずれかの方法で控除する消費税額を計算して課税売上高に対する消費税額から控除して、納付額を出すのです。

(a) 個別対応方式で、課税仕入に含まれる控除額を計算します。この計算は次の3つに区分して計算しなければなりません。

(イ) 課税売上げにのみ要するもの(例:商品の仕入代金の消費税額)

(ロ) 非課税売上げにのみ要するもの(例:土地売却手数料の消費税額)

(ハ) 課税売上げと、非課税売上げに共通して要するもの(例:課税売上げと非



課税売上げのある事務所の電気代、水道代の消費税額

※計算式

$$\text{控除する消費税額} = \text{イの消費税額} + (\text{ハの消費税額} \times \text{課税売上割合})$$

(b) 一括比例配分方式による控除額の

※計算式

$$\text{控除する消費税額} = \text{課税仕入高に含まれる消費税額} \times \text{課税売上割合}$$

[15] Q. 免税業者でも、消費税を上の上のせるのですか。

A. 免税業者であっても、課税業者と同様の方法で、消費税額分3%を上乗せして販売することも差支ないと、通産省も云っています。3%程度は転嫁しないと、利益が少なくなります。しかし、あく迄3%程度にとどめ、少くとも便乗値上のそしりを受けないように注意して下さい。

[16] Q. 表示のことで外税方式（外書き）と内税方式（内書き）とがあると聞きましたが、どのようなことですか。

A. 消費税を転嫁するのに外税、内税の2つの方式があります。例えば、飲食店の献立てに於いて、親子丼が本体価格（税ぬき価格）500円としますと、消費税3%分は15円となります。

┌ ※外税方式は親子丼 500円、15円（消費税額）

└ ※内税方式は親子丼 515円（消費税を含む）

とする方法です。

このいづれかを選ぶことは自由ですが、組合等で行うカルテルに参加した場合には、これに従うこととなります。

[17] Q. 消費税の上乗せ方法について教えてほしい。

A. 例えば、クリーニング店で例をとって見ましょう。

ワイシャツ 300円、上衣 500円、オーバ 1,000円と言う税ぬきの価格（本体価格）の店が消費税を転嫁する場合どうなるかと言いますと、本来ならば品物別に3%をかけるのが立前ですが、客がワイシャツ2枚、上衣1枚、オーバ1枚依頼した場合には

$$(300円 \times 2) + 500円 + 1,000円 = 2,100円$$

$$2,100円 \times 0.03 = 63円$$

※クリーニング代 2,100円

消費税額 63円…消費税額

とするか、又は

※クリーニング代 2,163円（消費税額を含む）とすれば良いこととなります。

[18] Q. 次の表示は良いのですか。

(1) 私の店は、免税業者です。

(2) 私の店は3月中の価格と同じです。

A. 公取委に聞きました、上のような表示は良いとの事ですが、私の店は消費税は戴きません。従ってその分安いです等の表示は、違反との事でした。



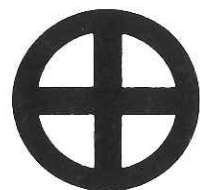
を受け、理事長の重責を担うことになり、心のひきしまる思いがいたし

このたび内野  
前理事長のあと

# 理事長就任のごあいさつ

財団法人鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川 栄一



## 環衛 かごしま

発行・編集  
(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15  
☎0992-22-8332

ます。皆様方のご期待に添うべく鋭意努力いたし、重責を果して参りたいと思えます。  
私達環衛業をとりまく状況は、大変きびしく、消費者のニーズは、多様化、高級化、近年は国際化と変化し、これ等変化に対応するには、誠に困難がつきまといまいます。しかし、いつまでも、泣きごとを言っても、はじまりません。私達環衛業者は、お互い手をとり合って、前進しなければなりません。  
今後は、皆様方の深い御理解、御協力を賜り、前任者同様ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。



# ごあいさつ



鹿児島県保健環境部

生活衛生課長 本山 尚士

皆様方におかれましては、日

頃から県民生活に密接な関わりがあります環境衛生営業を通じて、衛生水準の維持・向上、さらに衛生行政の推進に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、四月一日付けをもちまして生活衛生課長を拝命いたしましたので、ここに紙面を借りましてごあいさつを申し上げます。

申すまでもなく、環境衛生関係の営業は、住民の日常生活に極めて深いサービス業として不可欠の営業であり、その営業活動は地域の経済活動に多大の役割を果たされているところであります。

しかしながら、環境衛生営業を取り巻く情勢は非常に厳しく、元号も平成と変り新しい時代を迎え、まさに「業革の時代」ともいうべき時期

であり、市場の自由化に伴う業界構造の変革をはじめ、供給の多様化、消費者の意識改革など新しい時代の波に対応する環衛業の業界改革の時代到来と認識しなければならぬと考えます。

近年、消費者の生活水準は向上し、基礎的な欲求はほぼ満たされるようになった現在、価値感も物の豊かさから心の豊かさへと変化し、これに基づき消費者のニーズも環衛業のみならず、全てのものに対して関心も深く、高度化、多様化している情勢からも、皆様方業界におかれましては、こうしたニーズに即応する高度な技術と新しい発想に基づく積極的な経営展開が要求されているものと考えられます。

県と致しまして、引き続き県環境衛生営業指導センターによる地区環境衛生営業相談室の拡充等、経営指導体制の強化を図り、衛生水準のより一層の向上と業界の経営安定・振興等にさらに努力して参りたいと考えておりますので皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

おわりに、各組合のますますのご発展とご繁栄を祈念致しますとともに、前任者同様よろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます(新任の)ごあいさつと致します。

# 新任のご挨拶



国民金融公庫鹿児島支店

支店長 高野 守

去る三月末に徳島支店から十二

二年振りに九州のご当地に転任して参りました。久しぶりの九州で張切っておりますので前任者同様よろしくお願い申し上げます。

国民公庫は、本年六月をもって創立四十周年を迎えることができました。これもひとえに皆様方のご支援助の賜物と厚くお礼申し上げます。

さて、最近の県内景況は、一般に好況を伝えられておりますが、私どもで実施しました小企業動向調査によりまして、地域や業種による差はあるものの、好感感ますます力強くなっているようにございます。しかし、一部については、過疎化、

大規模店の進出、後継者難等難しい問題をかかえていることも事実でございます。

ところで、皆様方の環境衛生営業は、日常生活に密着した分野で、いわゆる経済のソフト化の一翼を担う業界でございます。

消費者のニーズは、ますます多様化し、経営環境の変化は早いテンポで進んでおります。このことは、経営面での苦勞が多い反面、ビジネスチャンスは多くなろうかと推察いたします。

私どもも、金融を通じて、皆様方の事業発展のお手伝をさせていただきます。精一杯努力して参ります。業界のご発展を心から祈念してご挨拶いたします。

# 新任のごあいさつ



国民金融公庫鹿屋支店

支店長 弓削 宏

このたびの異動で、福岡から

転任して参りました。前任者同様よろしくおつき合いますようお願い申し上げます。

さて、最近の景況は個人消費が依

然底堅く、設備投資も増勢を強めるなど好調に推移しております。各種の資金需要等の調査におきましても、今後とも設備投資に対する意欲は強いものを感じとられます。このようななかで、県内の環境貸

付の融資残高も昭和六十三年度末でようやく増加に転じ、平成元年度も引続き順調に推移しております。これもひとえに関係業界のみなさまのご理解とご支援によるものと厚く御礼を申し上げます。

地方の時代といわれる今日、環境衛生営業も地方の特色を存分に活かした経営が大切かと存じます。私どもも地域のみなさまのお役に立つよう精一杯努力したいと念じております。みなさま方の方の益々のご発展を心から祈念いたしまして新任のごあいさついたします。

環境衛生営業指導センター  
新体制で発足

平成元年六月十四日開催された理事會におきまして、理事長、副理事長が次の通り改選されました。又監事についても新しく選任されました。

- 一、理事長、副理事長

役職名	業種別	氏名
理事長	社交業	谷川栄一
副理事長	食肉	岩元静夫
副理事長	旅館	富田勇勢

## 二、監事

職名	業種別	氏名
監事	美容	坂口貞信
監事	食肉	蛭子泰夫

# 地区環境衛生営業相談室の開設について

地区に密着した相談指導体制を整備し、指導センターの組織強化を図る目的で、昭和六十二年より設けられた制度です。鹿児島県におきましては、昭和六十三年度から発足しましたが、本年度も左記のとおり実施しますので切角の機会ですから、環境業者の御利用をお待ちいたします。

各環同組合支部長さんへ御連絡します。

- 一、相談内容  
経営、融資、税務、労務管理、衛生、その他
- 二、実施月日、時間、場所

実施場所	実施月日	時間
大口保健所	6月19日(月)	13:00~
	8月21日(月)	15:00
	11月20日(月)	
鹿屋保健所	6月22日(木)	13:00~
	9月21日(木)	15:00
	1月25日(木)	
出水保健所	6月28日(水)	13:00~
	8月24日(木)	15:00
	11月15日(水)	
指宿保健所	7月13日(木)	13:00~
	9月14日(木)	15:00
	1月22日(月)	

# 全国経営指導員会議における挨拶の要旨

全国環境衛生営業指導センター

専務理事 井上正行

政局も混乱していますが、環衛業界も例外ではありません。

最近環衛業の組合員の減少傾向が目立って来ました。その原因として次のようなことが考えられます。

- (1) スーパー等の進出
- (2) 後継者不足による将来の不安
- (3) 経営意欲の不足
- (4) 客のニーズについて行けず脱落
- (5) 情報の不足

最近の問題は、消費税であります。転嫁の問題、便乗値上げが、環衛業の問題になっていきます。直接客と接触しなければならぬ環衛業者が一番苦しかったのではないのでしょうか。

今迄の調査では、課税業者の七十五%、免税業者の三十七%が転嫁しているとのことでした。

鹿児島県理容環境衛生  
同業組合 理事 長 岩崎国治氏

## 藍綬褒章受彰さる!!

また鹿児島県知事からも次の方々が表彰されました。

- (一) 書は所属組合
- 養田 今 堯 氏 (公 浴)
- 東 重 忠 氏 (食 肉)
- 瀬戸口 末 男 氏 (食 肉)

特別地方消費税は一〇%から三%になりました。今年度も更に廃止の方向で陳情書を、知事や議長などに提出してゆきたいと思っています。大店法は緩和の方向に進んでいます。すし、生協法の改正をしてほしいとの関係団体からの要望が高まっています。

カラオケと消費税については、四月一日から三%転嫁ときました。が、三月三十一日迄に契約済のものには、そのまゝで良く、四月一日以降の契約分については三%転嫁されることになっています。

旅館は殆んど契約していますが、飲食店など五坪(十六・五㎡)を超えるものは、一〇万店あります。そのうち五万店が未契約とのことでした。

- 福 丸 久 吉 氏 (すし商)
  - 米 川 紀 雄 氏 (すし商)
  - 高 岡 豊 氏 (喫茶業)
  - 安 藤 敦 夫 氏 (社交業)
  - 上 田 堯 夫 氏 (社交業)
  - 福 田 利 夫 氏 (料飲業)
  - 久 保 耕 一 氏 (料飲業)
- 永年にわたり環境衛生営業の振興はもとより今日まで業界発展のために尽力されました御功績に対しここに衷心からお慶び申し上げます。

# 〔飲食店営業の活性化に関する事業〕

環境衛生金融公庫は、環衛業者の経営の援助策として、一般貸付、小企業等設備改善資金融資制度のほか振興計画認定組合員に限られたとは云え、振興策遂行のための施設貸付制度、運転資金貸付制度も設けられています。

さらに今回環境衛生金融公庫、全国環境衛生営業指導センターの委託を受けて、一般飲食店、すし商に對

## (この社会あなたの税がいきている)

### ◆社会にいきる税

鹿児島税務署長

私たちは、直接税や間接税又は所得税や住民税など、様々な税金を納めています。それらは、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が行う幅広い活動のための財源であり、私たちの身近なところで使われています。私たちにもっとも関係の深い教育

備、安全の確保に欠かせない警察・消防などの活動にも生かされています。このように、国民一人一人の負担する税金によって国民全体の安全で豊かな生活が支えられているわけです。

## この社会あなたの税がいきている

●公立学校生徒1人当たりの年間教育費 (昭和61年度 国・地方公共団体)

508,000円

561,000円

604,000円



小学生

中学生

高校生(全日制)

### 消費税込導入円滑化

#### 貸付のご案内

消費税の納税を行うか、消費税導入に伴ない価格転嫁の円滑化を図る環境衛生関係事業者の方で設備資金及び運転資金が必要な場合は低利で環衛公庫から融資をうけられます。設備資金(別枠で二、〇〇〇万円まで)

◎納税事務負担の軽減を図るために必要な資金(コンピュータ等)等の事務機器の導入資金

◎消費税の適正な転嫁を円滑に行うために必要な資金(集客力の強化を図るための店舗改装資金等)

無担保無保証貸付(五〇〇万円まで)

組合の経営特別相談員が推薦書作成

運転資金(別枠で二、〇〇〇万円まで)

振興計画に従って営業を営むのに必要な資金

以上の申込は各組合を通じて県指導センター理事長の証明を必要とします。

詳細については県指導センターへご相談下さい。



### 相談コーナー

問 将来店舗等を移転する予定で購入する土地(又は工場を建築する予定)は環衛貸付の対象となるか。

答 店舗の移転時期又は工場の建築時期、方法等につき判断としないときは貸付の対象とならない。

問 旅館に併設された結婚式場は貸付の対象となるか。

答 旅館又は飲食店に併設された結婚式場は貸付対象となる。

問 美容業者が貸衣装業部門を併設している場合、貸衣装部門に係る資金は対象となるか。

答 美容業に付随して行われているものは貸付の対象となる。

### 国民金融公庫からのお知らせ

#### 環衛公庫の貸付条件改善

#### 振興事業設備資金の貸付期間延長など

平成元年度予算成立により、五月二十九日から制度の改善が図られました。

備が追加又は新設されました。

一 振興事業設備資金貸付の改善

(一)貸付期間の延長  
一五年→一八年  
高額のご利用について、返済負担の軽減が図られたものです。

(二)対象業種を追加  
興業場営業が対象業種に追加され、貸付限度額が一億三千万円とされました。

(三)特別利率対象設備の拡大  
テーブル・イス(飲食店営業・喫茶店営業)、空調設備(クリーニング業)、レジャー機器(旅館業)、店舗等(興業場営業)等各業種について特別利率を適用する対象設

備が追加又は新設されました。

一億五、〇〇〇万円

二億五、〇〇〇万円

(二)経営多様化設備の改善  
コインランドリー設備が追加されました。

四 貸付対象設備の制約の緩和  
(一)店舗等の敷地(借地)の取得に要する資金

店舗等の新築、増改築、買取に伴う場合に加えて、改装を伴う場合も買取又は借地契約の更新に要する資金が貸付対象となりました。

(二)支店等を開設する場合の制約の緩和  
ア 既存の同業の店舗の取得資金も改装を伴うことを条件に貸付対象となりました。

イ 土地取得資金も開設に伴って必要な範囲で貸付対象となりました。

五 土地区画整理事業に伴う耐火建築物の構築に要する資金の新設

「土地区画整理法に基づく土地区画整理事業に伴い、土地区画整理事業施行地域において行う耐火建築物の構築に要する資金」が一般設備資金の中に新設され、貸付期間 一五年以内、貸付利率年五・六五%となりました。

六 災害貸付の貸付限度額の引上げ  
会社及び個人

一、五〇〇万円→二、〇〇〇万円

環境衛生同業組合等

三、〇〇〇万円→四、〇〇〇万円

五、〇〇〇万円 年四・七%

ウ 事業協同組合(略)

三 公衆浴場関係

(一)既存浴場の借地契約の更新又は借地の買取りに要する資金別枠





新年をお迎えになったこと、思いま  
す。謹んで、ごあいさつを申し上



# ごあいさつ



## 環衛 かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
2-15

☎0992-22-8332

(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川 栄

環境衛生関係  
営業者の皆様に  
言いかない年でございましたが、  
年号も平成と改まり、元年も慌しく  
去って行きました。私達環境業者も  
二極分化が進み、経営の体質を改善  
しない限り落後の止むなきに至りま  
す。

私達環境業界も、利用者の好みの  
変化、新規参入者の増加、その他、  
大企業の進出による競争の激化など  
経営上の問題点も数多く指摘されて  
います。お互に創意工夫して経営の  
向上に努め、消費者、利用者の嗜好  
に應える努力をしなければなりません。  
皆様の益々の御健勝を、祈って、  
ごあいさつと致します。



# 年頭のごあいさつ

鹿児島県保健環境部  
生活衛生課長 本山 尚士



謹んで新春の  
ごあいさつを申  
し上げます。

環境衛生関係営業者の皆様方には、  
日ごろから公衆衛生の向上に深い御  
理解と御協力を賜り、厚くお礼申し  
上げます。

さて、我が国の経済は、雇用状況  
の改善に伴う消費環境の進展及び民  
間設備投資の堅調な推移により、内  
需主導の着実な成長が続いており、  
景気拡大の基調をたどっております。  
また、社会生活環境においては、  
余暇時間の増大、レジャー志向が進  
行する中であつて、消費者ニーズは  
多様化、個性化してきており、その  
担い手とも言うべき環境衛生関係営  
業者の皆様方に対する期待は、益々  
大きいものがあると思われれます。

一方、皆様方の業界におかれまし  
ても、大型店舗の進出、チェーン店  
化、異業種からの新規参入等により  
厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、業界の活  
性化を図っていくには、経営者一人  
ひとりが企業性を認識した経営者意  
識をもつことにより、経営の零細性

を克服し、幅広い顧客ニーズに的確  
に対応する経営環境の整備が必要か  
と思ひます。

県としましても、引き続き新しい  
経済、社会環境に対応しうる環境衛  
生関係営業の振興及び県環境衛生営  
業指導センターによる経営指導体制  
の充実強化に努める方針であります。  
とりわけ、営業の振興を積極的、  
計画的に推進することを目的とし、  
現在9業種が厚生大臣の認定を受け  
ている振興計画に基づく振興事業及  
び消費者のニーズに應える標準営業  
約款登録制度について、所期の目的  
が十分達成されますよう期待いたし  
ますとともに、環境衛生関係営業の  
健全な発展、振興を図るため、皆様  
方と力を合わせて、親切で清潔な行  
政を目ざして努力して参りたいと考  
えております。

本年も、県政の推進に皆様方の一  
層の御理解と御支援を賜りますよう  
お願いいたしますと共に各組合のま  
ますの御発展と皆様方の御健勝と  
御繁栄を祈念いたしましてごあいさ  
つといたします。



# 年頭のご挨拶

国民金融公庫鹿児島支店

支店長 高野 守



謹んで、環境衛生関係営業の皆様方に、新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、平素から環境衛生金融公庫及び当公庫に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年も倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また県内の景況をみましても、地域や業種による格差はあるものの、全体として全国と同じく着実に拡大

しています。公庫の取引先を対象とした小企業動向調査の結果を見ましても、昨年は、ほとんどの業種で、売上高、収益ともに、好調に推移しています。

さて、昭和から平成への改元で、スタートした昨年の国内経済をふり返ってみますと、昭和天皇の崩御による大喪の礼や消費税導入の影響など一時的なブレはありましたが、設備投資と個人消費を中心とする内需の拡大により、依然として堅調な足どりを示し、長期の好況を持続しています。

ところで、環衛業におかれましても、豊かさや快適さを求めて多様化、高度化する消費者ニーズに対応しつつ、経営基盤を強化することが、ますます重要な課題となっています。このことは、皆様方の経営面の苦勞が多い反面、ビジネス・チャン

このような中で、円安ドル高、人手不足、地価の高騰などインフレ要因の動向が懸念され、三次にわたる公定歩合の引上げが実施されました。これに伴って、環衛公庫の貸付利率も三回にわたり引上げられ、超低金利の時代は、終りを告げようとして

「翹ぶが如く」が放映され多くのお客様が来鹿されること予想されておりますが、その受皿として、皆様方環衛業の果す役割は大変大きいものと期待されております。皆様方の一層のご奮闘、ご健闘が期待される所

さらに一層精一杯努力して参りますので鹿屋支店及び川内支店ともどもご支援、お引立ての程よろしくお願い申し上げます。

今年が、皆様方にとって躍進の年となりますよう祈念して、ご挨拶といたします。

## （クリーニング業法の一部改正に伴う） 運用上の留意事項について

法の一部改正の主旨、法律の条文については、昭和六三年六月発行の「環衛かごしま五号」に記載しましたが、運用上の留意事項について記載します。

### 一、研修又は講習の受講者の対象

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師や、直接洗たく物の処理又は受取及び引渡しに関する業務に従事する従業員であつて、事務的業務だけに従事する従業員は除外されます。

### 二、常事雇用、臨時雇用、季節雇用の従業員の考え方

クリーニング所において直接洗たく物の処理又は受取及び引渡しに関する業務に従事するものであれば、常事雇用、臨時雇用、季節雇用にかかわらず、全部該当します。

### 三、研修又は講習の受講方法

最初は一年以内に、その後は三年を超えない期間ごとに繰り返し

受けることになっています。受講者が多いクリーニング所では、一時にまとめて受講しても良いし、期間内に按分して受けても良くその判断は、営業者の判断で良いことになっています。

### 四、研修又は講習を修了した者の異動の取扱

(1) クリーニング所を異動したものの、取扱

研修又は、講習を受けたものが別のクリーニング所に勤務した時は、新しく勤務したクリーニング所を受講したものとみなして良いことになっています。

### (2) 研修、講習を受けたものが退職したり、転職したりして、い

なくなつた場合の取扱

営業者は速かに他の者に研修又は講習を受けさせるよう指導することになっています。



〔喫茶店も

二極分化が強まる〕

(エコノミスト

産業トレンドから)

89・10・31

日本の喫茶店業の発祥は明治二一年東京上野黒門町に開業した「珈琲(可否)茶館」にさかのぼり今年で一〇一才を迎えました。戦後拡大を続けてきた喫茶店業界が昭和五七年をピークに縮小に転じ、外食産業とのきびしい競争やテナント料の値上等が個人経営の店舗数の減少に繋がっています。

その一方で、一五〇円のセルフサービス店や、高級志向などを特色とする大手喫茶チェーンが売上を伸ばしています。業績を伸ばしている大手チェーン店を、次のように紹介しています。

- (1) セルフサービスと自家焙煎でコーヒー価格を極力抑えたもの(ドールコーヒীগループ)
- (2) 二四時間営業店(からふね屋珈琲)
- (3) 会議室スペースとしての時間貸しサービス(銀座ルノアールグループ)
- (4) 一杯一〇〇〇円近いコーヒーを出す高級喫茶店(カフェラミル)

〔すし職人養成学校

……読売新聞〕

にぎり三年巻き八年と言われるように板前になるには、長年の修業が必要ですが、「一ヶ月から一年でプロの腕を身につけられます。」という板前養成学校があります。

東京都港区南青山のビル内にあるすし大学、学長は、経営者の竹内寛和さん。

すしの職人になるには、下積みが必要で若い人には、人気がありません。下積み時代をなるべく短かくと云うのが、開講の動機との事、受講者の殆んどは、脱サラ組で、昭和五五年のスタート以来約二〇〇〇人が卒業、その八割が米、豪、欧州などに板前として就職しているとのことです。

授業は、一ヶ月コースでは、日曜を除く毎日一日九時間、一年コースでは、一日三時間を週三回の特訓を受けているそうです。

〔公衆浴場の

経営の問題点

環衛12月号より

利用客の減少の最大の原因は、自家風呂保有率が大きいのびたことだ

と思われま。総務庁統計局の「住宅統計調査報告」によりますと、昭和五三年は、総住宅の八三%二七〇〇万戸が自家風呂を保有しており、昭和六三年は九二%と殆んどの家で保有していることになっています。利用客の減少及び、それに伴う売上不振を克服して、発展するためには自家風呂を持たない人だけをターゲットとするのではなく、自家風呂を持つている人も顧客に組み入れていく努力が必要であります。

◎紹介されている繁昌店の例

例一) 大阪にあるA店

ジェットバス、アロエバスなど二種類の浴槽、サウナなどの設備のほか、生ビール、ジュース販売などのサービスを提供できるロビーを持つており、入浴料は普通料金昭和六二年一二月開業以来毎日、五〇〇人の客を集めています。利用者の八割は、自家風呂所有者であり、ロビーのカラオケを愛好する固定客もふえ、遊び感覚で来る人が多く、冬でも良くビールが売れているとのこと。

例二) 東京にあるB店

バーベル、腹筋台などのアスレチック機器等健康嗜好をねらったものを置き、屋上には、ゴルフの打ちっ放し練習場(一時間六〇〇

円)をつくり、客の増大を図り、コインシャワーを設置(一回五分一〇〇円で二四時間作動)が若い人へ人気を集めています。

消費税確定申告について

個人事業者の方へ

消費税確定申告書の提出は平成二年四月二日まで

昭和六二年中の課税売上高が三〇〇万円を超える個人事業者の方の平成元年分消費税確定申告は、平成二年四月二日迄となっています。消費税確定申告書には、簡易課税用と一般用の二種類があります。

(1) 簡易課税用とは

昭和六二年中の課税売上高が五億円以下の課税事業者で「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方が使用できます。

(2) 一般用とは

昭和六二年中の課税売上高が五億円以上の事業者、簡易課税制度を選択しない事業者又は、還付を受けようとする事業者の方が使用します。

該当者の方は、早目に手続きをして下さい。



国民金融公庫からのお知らせ  
手軽に利用できます

「国の進学ローン」のご案内

国民金融公庫では、受験生をかかえるご家庭を応援しています。従業員の皆様にもおすすめてください。

▽ご融資額 一進学者当り 100万円以内

▽ご融資期間 5年以内

▽利率 年6・2%

▽保証 進学資金融資保証基金の保証または保証人

▽ご利用できる方 大学・短大・高校などへ進学される方のご父母など

▽お使いみち 入学金・授業料・受験費用・教科書代・下宿代など

▽お取扱期間 4月末まで

▽お問合せ先

- 鹿児島支店 (0992)2513482
- 鹿屋支店 (0994)4215141
- 川内支店 (0996)2012191

全国社交業代表者鹿児島大会  
及び全国すし商環同組合連絡  
会鹿児島大会の開催

今年九月と一〇月に社交業代表者

大会とすし商環同組合連合大会が鹿児島県に於いて開催されることになりました。時あたかも、大河ドラマ「翔ぶが如く」が放映されています。これを機に業界の飛躍的向上をめざして頑張っています。皆様

の御来鹿を心からお待ち申し上げます。日時、場所などは下記の通りです。

記

大会別	日時	開催場所	参加予定人
全代鹿 国社交業 会大	平成2年 9月11日(火)	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎2丁目3-1)	1,500名
全環連 国同合 会大	平成2年 10月15日(月) 10月17日(水)	全 上	2,000名

環境衛生金融公庫の貸付利率の改正について

さきに公定歩合引上げに伴い環境衛生金融公庫の貸付利率が次のとおり改正されました。

只、振興事業施設のうち特定設備については今のところ変更はありませんので、設備をなさる方は低利のうち借入利用された方が得策と考

環境衛生金融公庫貸付利率表

(会社及び個人) 平成2年1月4日改正

区分	利率区分	年 利 率	
		旧利率	新利率
一般設備貸付	基 準 利 率	6.5%	6.8%
	近代化設備, 市街地再開発事業施設	6.4%	6.4%
	太陽熱利用冷温熱装置	5.9%	5.9%
	衛生設備	5.4%	5.4%
	消防設備, 防火避難施設, 耐震改修等施設, 汚水等処理施設, 大気汚染防止施設, 降灰防除施設	(4年目以降5.9%)	(4年目以降5.9%)
浴場業衛生・近代化設備	4.9%	4.9%	
振興事業貸付	設備資金	5.4% (4年目以降5.9%)	5.4% (4年目以降5.9%)
	運転資金	基 準 利 率	6.5%
小企業等設備改善資金特別貸付		6.2%	6.5%
消費税込導入円滑化貸付		4.35%	4.35%
		6.5%	6.8%

質問コーナー

(質問)

店舗付住宅の建築に当たり、店舗部分及び住宅部分にかかる所要額の算出方法はどうか、又店に付随する備品等の設備は申込出来るか。

(回答)

見積書上、店舗部分及び住宅部分が区分しがたい場合は、面積按分に

より算出してよい。従って見積は店舗付住宅全部の建築見積を徴求し、住宅部分については住宅金融公庫か一般金融機関の住宅ローンを利用し、店舗部分とそれに必要な備品等の見積書を添付し環境衛生金融公庫を利用する二本立ての申込をすることになります。





環衛  
かごしま

発行・編集

(財)鹿児島県環境衛生  
営業指導センター  
鹿児島市加治屋町  
11-2  
鶴丸技芸ビル2階  
☎0992-22-8332

## 新事務局紹介

平成2年6月1日から指導センター及び連合協議会は下記に移転しました。

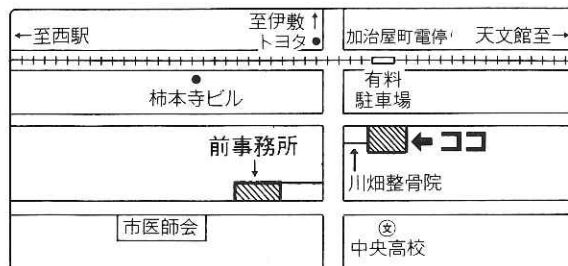
なお、理、美容師試験センター事務局も同居することになりましたのでお知らせします。

新事務所は広々として明るく、私共も気分を新たに心機一転業務に精励しますので、今後共尚一層のご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

新事務所 〒892 鹿児島市加治屋町11番2号  
鶴丸技芸ビル2階

電話 (0992) 22-8332 (従来どおり)  
FAX (0992) 22-8333





# 環衛業界に思うこと

国民金融公庫川内支店

支店長 川越久雄



れ故郷の鹿児島県に赴任し、早や一年が過ぎようとしております。

転勤族である者にとって、日常生活に密着している環衛業界の皆様との出合いは特に深いものがあります。

今回センターの環衛かごしまを通じてごあいさつができることを心から喜こんでおります。

さて、好景気に支えられた日本経済は史上二番目の息の長い成長を維持しておりますが、逆かのばれば、敗戦の日本復興は産業もない時代に大いに外貨を稼いだのがサービス産業の環衛業者の方々でありました。今の、女性経営者進出も環衛業者の皆さんが戦後逸早く先駆者となら

公庫に入庫したのも事実で、斯様にして今日の日本経済を支え築いて来られたことに改めて敬意を表する次第であります。

地元鹿児島県では「翔ぶが如く」

の放映もあり観光客も増加して環衛業界の皆様にも追い風が吹いている状況にありますが、顧客のニーズも多様化して厳しい経営環境にはあると思えますが、戦後の復興を担われたように今度は鹿児島県経済の活性化の為に、組合を中心に一致団結して地域発展に寄与下さることを期待する次第でございます。

私共、公庫といたしましても金融を通じて経営に役立つよう頑張りたいと思えますので、今後ともよろしくご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

## 平成2年度 「クリーニング業研修、講習はじまる」

資質の向上等を目的とした研修講習制度です。この制度は、近年繊維

製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化に伴い業務に従事するクリーニング師及び業務従事者に対し資質の向上、知識の修得、技能の向上を目的として、クリーニング師は研修、従事者は、講習を受けるようになりました。

### (1) クリーニング師の研修

業務に従事してから一年以内に、最初の研修を受け、その後は三年に一回の割合でうけることになりました。

### (2) 業務従事者の講習

各クリーニング所(取次所を含む)の業務に従事する者は、全員受講することになりました。

### (3) 本県では下記の通り実施いたします。可能な限り出席方をお願いいたします。

#### 研修(クリーニング師)

実施月日	実施地区	実施場所
7月8日	中央HC、指宿HC管内	谷山サザンホール
7月15日	鹿屋HC、志布志HC管内	鹿屋市中央公民館
9月9日	西之表HC、屋久島HC管内	熊毛支庁

#### 講習(従事者)

実施月日	実施地区	実施場所
7月7日	中央HC、指宿HC管内	谷山サザンホール
7月14日	鹿屋HC、志布志HC管内	鹿屋市中央公民館
9月9日	西之表HC、屋久島HC管内	熊毛支庁



〔全国指導員会議に於ける講演の要旨〕

これからの環衛業経営指導のあり方

講師 追手門学院大学教授

後藤 幸男

世界は、東西ドイツの和解に見られるように大きく変わりつゝ、あります。現在では、一国だけの経済運営時代をすぎブロック別経済に移行しつゝ、あります。オイルショックがこのよ  
うな教訓になったのも事実でありま  
す。技術革新は、経済構造を変え、  
近代の技術開発は、一―三位で古  
くなり、又新しい技術開発を必要と  
する位秒進分歩であります。

私達もこの変化に目をむけて対応  
しなければなりません。環衛業者の  
当面する問題は、人手不足と、後  
継者難です。親の商賈をけなす子供  
がいる。自分の子供が継がない仕事  
を他人が働くわけがありません。魅  
力ある環境づくりが必要です。大資  
本  
の環衛業への進出、大店法も規制

緩和の方法で進んでおり、小企業者  
を圧迫することになります。アウト  
サイダーの動きは、組織の低下を招  
きます。組織率のアップを図るには、  
魅力ある組織でなくてはなりません。  
情報と時間は、新たな経営の要素で  
あります。サービスを良くし、経営  
を發展させるためには、特定の目的  
に関連した知識が必要です。新人類  
とうまくつきあうには、彼等の長所  
つまり発想力がありすべてのものに  
感性豊かである利点があります。こ  
の利点をうまく経営に生かすよう工  
夫することです。

これからの指導の方向は、組織化  
の推進が必要で、そのためには、魅  
力ある組織でなくてはならず、又人  
は創造性に富んだものであるから、

法や規制で縛るだけが能ではありま  
せん。ダンピングによる競争はやが  
ては身を滅ぼし、情報不足は経営戦  
争に不利を招くことになります。  
自主性をもたせて、ヤル気を起こさ  
せ心を得る環衛業になって下さい。

表彰おめでとうございます

(平成2年度環境衛生営業功労者)

県知事表彰

環同組合名	氏名	環同組合名	氏名
クリーニング環同組合	黒木光秀	旅館環同組合	長一彦
公衆浴場	内山辰己	喫茶業	福井由征
食肉	川原嘉郎	社交業	栄宣博
食肉	高木貞美	社交業	佐伯明良
すし商	川路金丸	料飲業	福永正
すし商	三井貞男	料飲業	高味康男



(財団法人)

理容師、美容師試験

センターのご紹介

平成二年四月二日に厚生省の認可を得て、財団法人理容師、美容師試験センターが発足しました。今迄は、各県(行政)で実施されていましたが、試験センターの発足に伴い、本年十月二十八日実施分(学科試験)から、全国一律に同じ日に、同じ問題で実施されます。

実地試験は、各県の試験センターで実施することになっています。各県の関係課長(鹿児島県では県生活衛生課長)が支部長になり、その他職員一名を配置することになっています。職員一名は、(財)鹿児島県環境衛生営業指導センター(鹿児島市加治屋町一―二)に同居することになります。

経営基盤強化資金融資のごあんない

日まで

「ご利用いただける方」

環境衛生関係営業者で、その営業における経営基盤の強化を図る方で原則として県環境衛生営業指導センター又は加入している夫々の環境衛生同業組合の経営指導を受けており、申込に際しては県指導センターの推薦が必要であります。

ご融資額

公庫の他の制度の貸付残高にか、わらず、別枠で一貸付当たり設備資金三、〇〇〇万円以内、運転資金二、〇〇〇万円以内、ただし無担保無保証人で貸付を受けた方は設備資金で五〇〇万円以内

ご融資期間

五〇〇万円以下の設備資金の場合五年以内、運転資金については三年以内、貸付額が五〇〇万円を超える場合一年以内、運転資金については原則五年以内については原則五年以内 特別な場合七年以内

利率

年五・四五％(七・〇％、七・六％) 設備内容等により適用利率が異なります。

お取扱い期間

平成三年三月三十一

資金の用途	<b>設備資金</b>	1. 集客力の強化等経営基盤の強化を図るための店舗増改築等資金 2. 事務合理化、販売促進のための業務用事務機器等の取得資金 3. 生産、流通、管理部門の効率化等を図るための設備の取得資金
	<b>運転資金</b>	1. 上記2、又は3の設備を賃借するために必要な資金 2. 販売促進を図るために必要となる資金

相談コーナー

質問

店舗を新しく建築する場合、振興事業施設として特別利率の適用がうけられるか。

回答

振興設備貸付において店舗等の特別利率が適用できるのは、増改築の設備投資であつて、従前の延床面積の〇・五倍増床までの範囲という面積制限がある。これを超える部分については基

「経営基盤強化融資制度」及び「消費税導入円滑化融資制度」は環境衛生の営業者にとつては大変有利な制度です。ので大いにご利用して下さい。

お問合せ先

鹿児島市加治屋町一―番二号  
鶴丸技芸ビル二F  
☎ 099212218332

(財)鹿児島県環境衛生

営業指導センター

準利率の適用となる。

只、従前の店舗を全部取こわし新しく建築する場合は該当するが他の場所(例え隣接地でも)に新築する場合は基準利率となる。

## 大店法の規制緩和

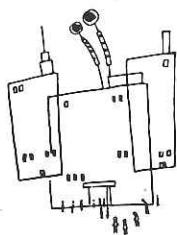
大店法も規制緩和の方向に進んでいますが、このことは、益々中小企業者を圧迫することになりかねません。中小企業者に直接関係のあることをあげて見ます。

(1) 出店調整処理期間が今迄は別に定められていませんでした。そのため出店表明から、相当な期間がかかっていました。少くとも、出店が引きのばされている間は、中小企業者は、助かっていました。今回の改正で出店表明から事前説明、事前商調協議を経て、正式商調協働告までの合計期間を一年

半以内とすることになりました。

(2) 閉店時刻は今迄は午後六時まででしたが、今回の改正で午後七時までは届出の義務はなくなり、自由に来るようになりました。

又、休業日数も月四日以上(年間ベースで四十八日以上)は、届出は必要ありませんでしたが、今回年間四十四日以上に改正されました。従って今迄四十八日以上休日があれば、無届で良かったものが四日多く働いても、届出義務がなくなりその分だけ、周辺の中小企業に影響が出て来るものと思われまます。



## 平成二年度地区環境衛生営業相談室の開設について

地区に密着した相談事業を本年度も下記により実施しますので、皆様の御利用をお待ちしています。

記

実施場所	実施月日	時間
伊集院保健所	7月5日(木) 10月5日(金) 2月5日(火)	14:00 ~ 16:00
川内保健所	7月12日(木) 10月12日(金) 1月14日(月)	14:00 ~ 16:00
加治木保健所	7月18日(水) 10月18日(木) 1月18日(金)	14:00 ~ 16:00
西之表保健所	8月16日(木) 11月15日(木) 2月15日(金)	14:00 ~ 16:00

応援します  
愛される  
お店づくり

環境衛生金融公庫では、国民の生活と関係の深い飲食・理容・美容・旅館・クリーニング等の環境衛生関係営業の方々に、お店の新・増・改築や器具・備品の購入などに必要な設備資金や、営業の振興・経営の安定化に役立つ運転資金をご融資しています。

融資条件(概略)は次の通りです。  
〔一般設備貸付〕

\*設備資金

① 融資限度額 業種により五千二百万円以内(一億八千万円以内)

② 利率 基準利率年七・六%

③ 融資期間 十三年以内

〔例外〕

特例貸付等十五年以内

浴場業二十七年以内

④ 据置期間 原則一年以内

⑤ 返済方法 原則元金均等返済

⑥保証人↓原則一名以上

(会社の場合は代表者のほか一名以上)

(会社の場合は代表者のほか一名以上)

⑦担保↓必要に応じて提供

〔振興事業貸付〕

〔小企業等特別貸付〕  
\*設備資金

◎厚生大臣から振興計画の認定を受けた環境衛生同業組合の組合員

①融資限度額

②利率

③融資期間

④据置期間↓原則六か月以内

⑤返済方法↓原則元金均等返済

⑥保証人↓原則一名以上

⑦返済方法↓原則元金均等返済

⑧担保・保証人↓必要なし

⑨問合せ・申込み

⑩詳しくは、県環境衛生営業指導センター又は夫々の県の環境衛生同業組合、並びに国民金融公庫(鹿児島、鹿屋、川内各支店)へお問合せのうえ、お申込み下さい。

⑪なお、指導センターでは常時相談を受けておりますのでお気軽にご相談下さい。

⑫必要な場合一年以内

⑬返済方法↓原則元金均等返済

⑭保証人↓原則一名以上

⑮返済方法↓原則元金均等返済

⑯保証人↓原則一名以上

# 飲食店活性化事業に基づくアンケートよりみた利用客の縮図

平成元年度鹿児島県環境衛生営業指導センターは、環境衛生金融公庫、全国環境衛生営業指導センターの指導のもとに一般飲食店及びすし商を対象として活性化のための調査を実施しましたが、このうち消費者に対するアンケート調査結果から、現在の消費者の飲食店に対する考え方を紹介します。

- 1、利用頻度は.....月に2〜3回
  - 2、利用時のメンバー.....男は家族女は友達
  - 3、店を選ぶ条件は.....清潔でセンスが良い
  - 4、メニューは.....見てからきめる
  - 5、どちらを選ぶか.....値だんは少々高くて満足する方を選ぶ
  - 6、好みの料理は.....男女ともにニギリズシ
  - 7、健康のための料理.....あれば利用したい
  - 8、昼食代は.....500円〜800円
  - 9、好ましい飲食店.....清潔な店
  - 10、いやな思いをしたこと.....長く待たされた
  - 11、心やすく行ける店.....ある
  - 12、洋食と和食では.....どちらかと言えば和食
- 現代の客は、価格は少々高くても、おいしい満足の出来るものを望んでいます。







# ごあいさつ



発行・編集  
 (財)鹿児島県環境衛生営業指導センター  
 鹿児島市加治屋町  
 2-15  
 ☎0992-22-8332

財団法人 鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 谷川 栄一

謹んで新春のごあいさつを申し上げます。  
 満ちた新年をお迎えのことと思えます。昨年十一月には、多くの外国の要人をお招きし、厳かに天皇の即位の礼が行われ、名実ともに、平和な平成の時代の到来を実感いたします。

皆様方には、ご健勝にて、希望に

それに比べ私達環境衛生界にとつては、大店法の緩和など、誠にきびしいものがあります。現代の消費者嗜好に対処することは、並大抵のことではありません。さらに環境衛生界でも、高齢化が進み、経営者の交代時期にもか、わらず、後継者難に苦しんでいるのが実情です。この時こそ、環境衛生界一体となり創意工夫して、繁栄を図って行かなければなりません。よろしくご協力の程お願い申し上げます。

# 年頭のごあいさつ



鹿児島県保健環境部長

加藤 恒生

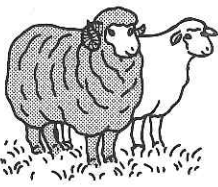
謹んで新春のごあいさつを申し上げます。  
 環境衛生関係営業者の皆様方には、日ごろから公衆衛生の向上に深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の経済動向をみますと、企業の人手不足感が一段と広がっているものの、国内需要は依然堅調に推移し、設備投資も増加傾向にあり、安定した成長を続けております。  
 また、社会の情報化、高齢化、働く女性の増加等により消費者ニーズも変化してきており、その担い手ともいえるべき環境衛生関係営業者の皆様方に対する期待は益々大きいものがあると考えます。

一方、最近の製造業中心からサービス業中心の産業構造の変化により、今後、同業種・異業種を問わず大手資本の環境衛生界への進出が加速されるものと考えます。  
 このような状況の中で、業界の活性化を図っていくには、多様化する消費者ニーズを的確に把握し、経営の健全化、衛生水準のより一層の向上を図る等、消費者・利用者の利益につながる経営体質の強化が必要と考えます。

県といたしましても、引き続き新しい経済、社会環境に対応しうる環境衛生関係営業の振興及び昨年十一月創立十周年という大きな節目を迎えられた県環境衛生営業指導センターによる経営指導体制の充実強化に努めて参る所存であります。  
 本年も、県政の推進に皆様方の一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたしますとともに各組合と御繁栄を祈念いたしましてごあいさつといたします。

このような状況の中で、業界の活



### (財)鹿児島県環境衛生営業指導センター 創立十周年記念式典を挙げる

平成二年十一月二十一日鹿児島商  
工会議所十四階会議室において、当  
指導センター副理事長富田勇勢氏の  
開会のことばにはじまり、理事長の  
あいさつがあった。

引き続き、厚生大臣、環境衛生  
金融公庫理事長、当指導センター理  
事長による感謝状が授与された。

つぎに来賓祝辞にうつり、厚生省、  
鹿児島県知事、鹿児島市長、環境衛

生金融公庫理事長、(財)全国環境衛  
生営業指導センター理事長より、心  
温まる祝辞を頂戴した。受賞者代表  
新地茂氏(クリーニング組合)の謝  
辞に続き祝電が披露され、準備委員  
河野元紀氏の閉会のことばがあり、  
盛会裡に終了した。

式典に引きつづいて、祝賀会に移  
りなごやかな雰囲気の中に、すべて  
の行事を終了した。



### 〔各種研修会開催〕

研修会別	開催年月日	研修内容	出席人員
環同組合事務 職員研修	平成2年10月29日	講師 (財)鹿児島県環境指導センター 理事長 谷川栄一 (講話) 私の歩んだ道	9名
特別相談員 研修	平成2年11月21日	(1) 環衛改善貸付の審査と事後指導 (指導センター事務局長 吉満正義) (2) 環衛業関係の融資制度について (国民金融公庫鹿児島支店 融資第一課長 後藤常範)	38名
役職員研修	平成2年11月21日	(1) 公庫窓口から見た中小企業動向 (国民金融公庫鹿児島支店 支店長 池田弘幸) (2) 環衛業界の諸問題と活性化への課題 (全国環境衛生営業指導センター 専務理事 井上正行)	66名

### ホテル、旅館の格付け「五つ星」制度は日本に必要か (日本経済新聞より)

終戦間もない昭和二十四年に貧弱だった外国人宿泊施設整備のために一定の条件を備えた、ホテル、旅館に品質保証をする登録制度を発足させた。これが国際観光ホテル整備法である。

しかしこの登録制度が古くなったとして、運輸省は大臣の諮問機関である運輸政策審議会に特別検討委員会を設け、具体策を諮ったのが、関係業者の関心の的になっている。

改正の理由として登録ホテル、旅館が少ないこと(宿泊施設の約三%)又外国人の関心が大都市や特定の観光地から、地方にも広がって来ているが、地方に少いこと(鹿児島県では六十三年末二、一二八件中二十六件一・二%)。又欧米人向けの施設に重きを置いていたが、アジアからの客が多くなった現在、今迄の施設で良いのかなどであると言われていた。フランスやイタリアでは「星」マーク、英国では「王冠」などが使用され、旅なれない外国人のホテル選択の基準となっている。ホテルは施設面で評価できるが情

緒を売る日本旅館はどのように判断するか外国人向けの格付であったも、日本人客の格付にも使われるから、中小旅館は首をしめることになるとの意見もある。

### 日本フードサービス協会外食産業学科設置を働きかけ (日経済流通新聞より)

日本フードサービス協会は、以前から外食産業大学の創設を目指していたが、協会独自で大学をつくることは、コストの面で無理であるため既存の大学に専門学科を置くように要望することにした。平成二年度から各大学と本格的に折衝し、早ければ九十三年度の学科開設を目指している。欧米には、外食産業専門の大学や学部、学科は多いが、日本では今のところない。

平成元年外食産業大学構想検討特別委員会を設置、基本方針の検討に入っていた。協会では、すでに数校の大学と接触している。

### 分野調整事業協議会開催

平成二年度第一回分野調整事業協議会を十月三十一日に指導センター会議室にて開催

#### 協議会内容

- 一、会長あいさつ
- 二、環衛業界の傾向
- 三、環衛業の当面する問題点、各業態の繁栄店の紹介を事務局より説明
- 三、出入国管理及び難民認定法改正と環衛業界との関係について事務局より説明
- 四、大店法の運用適正化措置の実施について事務局より説明
- 五、農協連跡地開発(アーバンポイント21)によるホテル建設の経過について事務局より報告、委員の意見聴取
- 六、中元クリーニング株式会社、九州進出状況について事務局より説明、クリーニング環同組合理事長の補足説明



### 表彰おめでとうございます

(平成二年度環境衛生功労者)

区分	業種	住所	氏名
厚生大臣	美容業	大根占町	坂口のち子
	クリーニング業	鹿児島市	元野行夫
	食肉販売業	〃	樋渡文雄
	喫茶業	〃	高岡豊
	飲料業	〃	岩重光
全国環同組合中央会理事長	美容業	指宿市	岩川宏

# 相談コーナー

**質問** 店舗が一〇年経過し老朽化したため、今回全面的に増改築して近代的な店舗とし、客の増加と増収をはかりたい。ついでには環境衛生金融公庫の融資をうけたいと思うが、最も有利な条件での貸付制度と必要書類を教示してほしい。

**回答** 環境衛生金融公庫は環衛業の皆様方の為の国の金融機関であり、様々な融資制度がありますが、特に組合に加入している方々には大変有利な制度があります。

先づ利率は平成三年一月四日現在で、基準利率が七・八%（振興事業施設以外の一般設備、又は非組合員対象）、振興事業貸付六・九%、四年目から七・四%（振興事業認定の組合の組合員）、経営基盤強化貸付五・七五%（組合員のみ）、小企業等改善資金特別貸付（無担保、無保証）七・〇%（組合員のみ）、限度額は一般貸付五、二〇〇万、クリーニング七、〇〇〇万、旅館一八、〇〇〇万、浴場一五、〇〇〇万、振興貸付は一般業種八、〇〇〇万、クリーニ

ング一、〇〇〇万、旅館二七、〇〇〇万、経営基盤貸付三、〇〇〇万（但し国金取扱五〇〇万まで）、小企業等改善特別貸付五〇〇万、返済期間は一般十三年、浴場二七

## 領収書や契約書と印紙税

私達は毎日の生活の中で、色々な文書を作成したり、もらったりしています。これ等の文書の中には、領収書や、借用証書、不動産売買契約書などのように、印紙税がかかるものがあります。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書にはり、これに消費することによって納める税金です。印紙税がかかる文書は、領収書や借用証書、不動産売買契約のほかに手形、預金通帳などがあり、これらは二十種類に分類されています。文書を作成する時には、印紙税がかかるかどうか、税額はいくらかなどを確認して間違のないようにしましょう。

年、振興貸付一八年、小企業等改善資金五年、

以上のとおりになっておりますが夫々の申込には県組合理事長又は貸付によっては県環境指導センター理事長の証明を添付することになっております。

尚必要書類は申込書と見積書と

## 「国の進学ローン」のご案内

国民金融公庫では、ただ今、平成三年四月の進学者を対象とした「国の進学ローン」の申込を受付している。期間は、四月末日まで。

この制度は、金利が低く、手続きも簡単なことから年々利用者も増加し、昨シーズンは過去最高の利用者があった。

この制度の概要は次のとおり  
 △対象 大学・短大・高校・専修学校（修業年限が二年以上）  
 などへの進学予定者のご親族またはご本人

△融資金額 一進学者当り一〇〇万円以内  
 △利率 年八・三%  
 △融資期間 五年以内

設計図が必要である。従って融資をうけたい希望があれば、夫々加入の県環境衛生同業組合又は県環境指導センターにご照会下さい。詳しくご説明致します。



（ただし、修業年限が四年以上の学校に進学する場合は六年以内。また交通遺児や母子家庭については、一年の延長が可能である）

△保証 証（財）進学資金融資保証  
 基金または保証人  
 申込は早目に、融資は合格後実行する。  
 なお、問い合わせ先は  
 国民金融公庫  
 鹿児島支店  
 ☎（〇九九二）二四一―二四一

鹿屋支店  
 ☎（〇九九四）四二一―五二四一  
 川内支店  
 ☎（〇九九六）二〇一―二一九一